

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年11月29日
【事業年度】	第26期（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）
【会社名】	株式会社東名
【英訳名】	TOUMEI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 文彦
【本店の所在の場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 日比野 直人
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 日比野 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月
売上高 (千円)	10,855,064	11,517,190	13,027,005	17,701,204	20,531,832
経常利益 (千円)	654,615	923,581	452,137	439,289	1,751,175
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	510,577	611,926	277,019	269,158	1,150,631
包括利益 (千円)	507,478	603,253	281,333	270,783	1,153,780
純資産額 (千円)	3,896,007	4,669,256	4,882,302	5,075,903	6,176,908
総資産額 (千円)	7,118,709	7,647,615	7,790,846	9,355,726	11,533,295
1株当たり純資産額 (円)	541.11	637.25	665.03	691.40	830.39
1株当たり当期純利益金額 (円)	76.49	84.85	37.76	36.66	155.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	74.39	82.64	36.85	35.85	151.99
自己資本比率 (%)	54.7	61.1	62.7	54.2	53.5
自己資本利益率 (%)	16.0	14.3	5.8	5.4	20.5
株価収益率 (倍)	13.6	15.8	29.2	29.1	14.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	741,162	396,281	446,134	2,536,719	3,322,314
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,024	8,052	36,787	138,868	662,108
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	784,402	42,204	368,250	1,021,228	143,706
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,070,271	3,516,810	2,665,637	1,289,014	4,092,927
従業員数 (人)	339	329	344	395	448
(外、平均臨時雇用者数)	(130)	(93)	(96)	(75)	(63)

- (注) 1. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式が2019年4月3日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、新規上場日から第22期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2019年 8月	2020年 8月	2021年 8月	2022年 8月	2023年 8月
売上高 (千円)	10,327,647	11,030,905	12,505,017	17,401,188	20,219,894
経常利益 (千円)	568,729	864,709	349,379	369,679	1,672,232
当期純利益 (千円)	456,709	577,132	208,922	336,214	1,107,961
資本金 (千円)	519,992	605,155	607,690	607,690	624,797
発行済株式総数 (株)	2,400,000	7,327,500	7,341,900	7,341,900	7,439,100
純資産額 (千円)	3,388,762	4,127,217	4,272,165	4,532,821	5,591,157
総資産額 (千円)	6,558,578	7,059,882	7,115,396	8,770,684	10,900,569
1株当たり純資産額 (円)	470.66	563.27	581.92	617.43	751.64
1株当たり配当額 (円)	-	10.00	11.00	12.00	13.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	68.42	80.03	28.48	45.80	150.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	66.54	77.94	27.79	44.78	146.35
自己資本比率 (%)	51.7	58.5	60.0	51.7	51.2
自己資本利益率 (%)	16.9	15.4	5.0	7.6	21.9
株価収益率 (倍)	15.2	16.7	38.7	23.3	15.1
配当性向 (%)	-	12.5	38.6	26.2	8.7
従業員数 (人)	310	308	323	375	429
(外、平均臨時雇用者数)	(127)	(93)	(96)	(75)	(63)
株主総利回り (%)	-	129.6	108.0	105.6	222.0
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(109.8)	(135.9)	(139.3)	(170.1)
最高株価 (円)	4,235	1,635 (5,190)	1,490	1,384	3,815
最低株価 (円)	2,588	752 (2,860)	998	727	1,002

- (注) 1. 第22期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式が2019年4月3日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、新規上場日から第22期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 第22期の株主総利回り及び比較指標については、当社株式が、2019年4月3日に東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに上場したため、記載しておりません。また、第23期から第26期は、第22期末日の株価及び株価指数を基準として算定しております。
5. 最高株価及び最低株価については、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前から当社が市場変更を行った2020年7月3日までの期間については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第22期は2019年4月3日の新規上場日から第22期末日の東京証券取引所マザーズにおけるものであります。第23期は、当社が2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

6. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより第23期の発行済株式総数は4,800,000株増加しております。また、2020年7月29日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により発行済株式総数は127,500株増加し、7,327,500株となっております。
8. 第24期の発行済株式総数は、新株予約権の行使により14,400株増加し、7,341,900株となっております。また、第26期の発行済株式総数は、新株予約権の行使により97,200株増加し、7,439,100株となっております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

1997年12月	通信回線サービスの取次などの業務を目的として株式会社東名三重（現 株式会社東名）を設立（三重県四日市市八田二丁目1170番地、資本金1,000万円）
1998年3月	ビジネスホン、通信端末機器などの販売を開始し、情報通信機器販売を事業化
1999年3月	本社を四日市市羽津町16番18号に移転
2001年9月	商号を株式会社東名に変更
2004年2月	本社を四日市市八田二丁目1番39号に移転
2004年12月	札幌第一コールセンタを札幌市中央区北五条西に開設（その後、札幌第二コールセンタに統合）
2005年4月	株式会社岐阜レカム（連結子会社）を設立
2005年8月	名古屋支店を名古屋市中村区名駅南一丁目に開設
2006年2月	札幌第二コールセンタ（現 札幌支店）を札幌市中央区南一条西に開設
2006年12月	名古屋支店を名古屋市中村区名駅三丁目に移転
2007年12月	広島営業所を広島市中区立町に開設
2008年5月	福岡営業所を福岡市博多区博多駅中央街に開設
2008年8月	レカム株式会社の子会社である株式会社コムズ（2021年9月当社に吸収合併）の発行済株式の80%を取得し子会社化
2009年10月	来店型ショップによる保険取次業務を開始
2009年11月	株式会社コムズの発行済株式の20%を取得し完全子会社化（2021年9月当社に吸収合併）
2011年5月	プライバシーマーク認証取得
2012年12月	LED照明器具の販売開始
2013年2月	新宿支店を東京都新宿区西新宿に開設
2015年2月	西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデル（ ）に関する契約を締結
2015年3月	東日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデル（ ）に関する契約を締結
2015年4月	光回線の販売を開始
2016年1月	東燃ゼネラル石油株式会社（現 ENEOS株式会社）と電力販売代理店契約を締結し、電力販売取次サービスを開始
2018年4月	名古屋支店を名古屋市西区名駅二丁目に移転
2019年4月	東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
2020年4月	電力の小売を開始
2020年7月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に市場変更
2021年9月	株式会社コムズを吸収合併
2022年4月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場及び名古屋証券取引所市場第一部からプレミア市場に移行
2023年1月	大阪営業所を大阪市北区梅田一丁目に開設
2023年10月	東京証券取引所プライム市場からスタンダード市場に市場変更

（ ）西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社より仕入れた光回線と自社サービスを組み合わせて提供するモデル

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社（株式会社岐阜レカム）により構成されており、「オフィス光119事業」、「オフィスソリューション事業」、「ファイナンシャル・プランニング事業」の3つの事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容、当社と子会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。

なお、これら3つの事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（1）オフィス光119事業

全国の中小企業・個人事業主に対し、光回線、プロバイダをはじめ、オフィスの通信環境に関するあらゆるサービスをワンストップで提供する当社オリジナルブランド「オフィス光119」を販売しております。当該サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供している光回線に、速度・品質はそのままに、自社サービス（パソコンやインターネットの様々なトラブルをサポートするサービス等）を付加することで多機能かつリーズナブルに提供する光コラボレーションであります。当社の主要顧客は中小企業・個人事業主であり、2015年からの自社サービス提供以来蓄積した12万社を超える膨大な顧客データベースから多面的なマーケティング手法を展開し、中小企業・個人事業主のきめ細かいニーズを汲み取り、固定電話、インターネット回線の開設、Wi-Fiスポットの設置、通信インフラ経由により利用できるDXサービスや通信環境の見直しをはじめとした通信インフラにまつわる煩雑な業務を包括して受託し、業態や事業規模、成長過程に見合ったコストとオプションサービスを提案しております。これにより、中小企業・個人事業主が本業に集中する環境を構築することで、経営効率の改善と経営品質の向上を目指しております。

当社は、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営をしており、自社内において、販売促進、契約、請求回収からクレームなどの顧客対応、解約までの一連の手続きを標準化しております。

その他、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社などNTTグループの代理店として、光回線サービスを取り次ぐ業務を行っております。

（2）オフィスソリューション事業

エネルギーソリューション

テレマーケティング及びデジタルマーケティングにより全国に向け電力小売販売を行っております。

オフィス環境ソリューション

ビジネスホン・UTM機器（ ）・PC・サーバー・ネットワーク対応型複合機等の情報通信機器及びLED照明器具・業務用エアコン等の環境商材を主要な商材としております。株式会社岐阜レカムにおいてはレカムジャパン株式会社のフランチャイズ加盟店として、岐阜地区の中小企業にリース会社等を利用した情報通信機器の販売業務を行っております。

UTMとはUnified Threat Management（統合脅威管理）の略。UTM機器は、コンピュータウイルスやハッキングなどのネットワークにおけるリスク対策を目的として、ファイアウォールや迷惑ブロックサービスなど複数のセキュリティ機能を集約した機器。

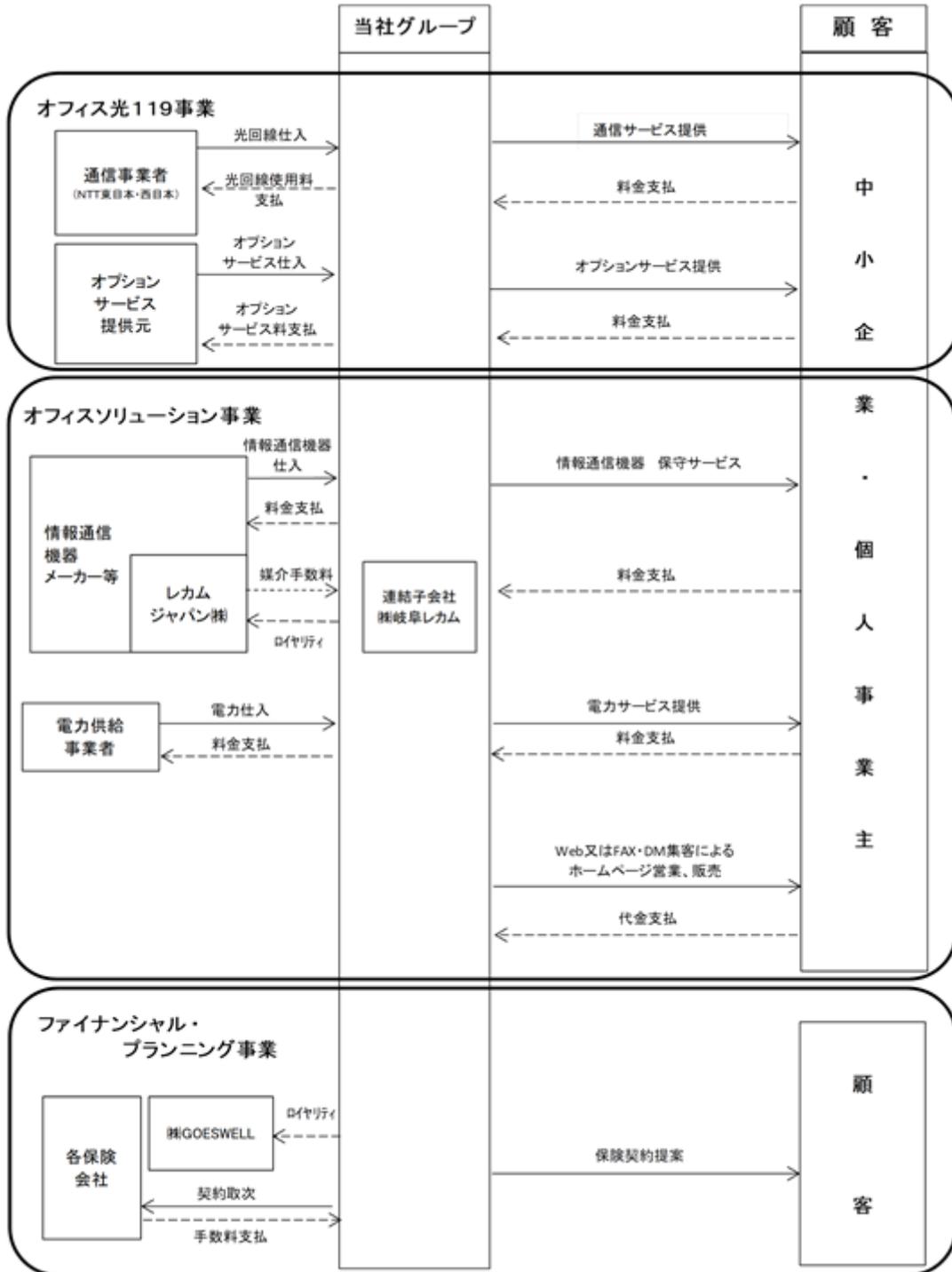
Webソリューション

企業のPR用ホームページを全国の中小企業にレンタルするサービス「レン太君」の営業事業を行っております。

（3）ファイナンシャル・プランニング事業

来店型ショップによる保険の取次業務を行っております。当社は、フランチャイズ加盟店として「保険見直し本舗」を営業しており、愛知・静岡に8店舗営業展開しております。

[事業系統図]



(注) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、上記事業系統図では「NTT東日本・西日本」と記しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	議決権の被所有割合(%) (注)2	関係内容
(連結子会社) 株式会社岐阜レカム	三重県 四日市市	10百万円	情報通信機器販売	100.00	-	情報通信機器の仕入等 役員の兼任2名
(その他の関係会社) 株式会社光通信 (注)1、3	東京都 豊島区	54,259百万円	法人サービス、個人サービス、取次販売	-	22.31 (22.31)	-

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 「議決権の被所有割合」欄の()は間接所有であります。

3. 株式会社光通信は、当社の議決権を直接所有していませんが、当社の主要株主である光通信株式会社及びその共同保有者である株式会社エフティグループ、株式会社UH PARTNERS 2並びに株式会社UH PARTNERS 3の親会社であることから、実質的な影響力を有していると認められるため、その他の関係会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オフィス光119事業	212 (43)
オフィスソリューション事業	146 (16)
ファイナンシャル・プランニング事業	25 (1)
全社(共通)	65 (3)
合計	448 (63)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ53名増加しているのは、新卒社員をはじめとする新規採用及び中途採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
429(63)	32.3	4.5	4,487

セグメントの名称	従業員数(人)
オフィス光119事業	212 (43)
オフィスソリューション事業	127 (16)
ファイナンシャル・プランニング事業	25 (1)
全社(共通)	65 (3)
合計	429 (63)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前事業年度末と比べ54名増加しているのは、新卒社員をはじめとする新規採用及び中途採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
-	37.5	68.0	69.9	209.8

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 労働者の男女の賃金の差異の主な要因については、年齢構成、等級構成、管理職比率の差異等によるものであります。なお、性別による賃金体系及び制度上の違いはありません。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
株式会社岐阜レカム	-	-	49.6	49.6	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 労働者の男女の賃金の差異の主な要因については、年齢構成、等級構成、管理職比率の差異等によるものであります。なお、性別による賃金体系及び制度上の違いはありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、これまで中小企業・個人事業主のオフィスの課題を解決するパートナーとして、IT、オフィス、Webなどの総合ソリューション活動により、顧客との信頼関係を築いてまいりました。様々な個人事業主・中小企業の経営者、従業員の方々と出会う中で、素晴らしい「アイデア」があることを目の当たりにし、同時に常に課題や悩みを抱えており、能力を發揮しきれていない状況も多数見てまいりました。そのような顧客に対し、自社サービスである光コラボレーションモデル「オフィス光119」をはじめ、電力サービスである「オフィスでんき119」や環境商材等を組み合わせ、オフィス周りのあらゆるニーズに迅速かつきめ細かく対応することで、オフィス周りの煩雑な業務から解放し、中小企業・個人事業主の限られた経営資源を本業に集中できる環境の構築と企業価値の向上に取り組んでおります。また、ソリューション分野で新しい価値の創造や、利便性を生み出せるように新たな事業領域に挑戦し続け、中小企業・個人事業主を豊かにし、日本のより良い社会づくりに貢献することで持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。これらにより、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図ることが基本方針であります。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大を機に生活が一変し、ロシア・ウクライナ問題に端を発した原材料等の高騰による影響、加えてデジタルトランスフォーメーション(DX)等の推進により世の中のニーズが急速に変化しております。このような変化の激しい事業環境下で、当社グループが今後も持続的に成長していくためには、変化をチャンスと捉え新しい価値を創造し、社会に必要とされ持続可能な社会に貢献する企業グループとなることが肝要であると考えております。

経営理念

「すべての人々に感動と満足を提供し続けます。」

時代のニーズを常に見据えながら変化をチャンスと捉え、ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造(感動)を提供するため、全従業員を尊重し、しあわせの実現(満足)を目指すことにより、豊かでより良い社会づくりに貢献する企業グループであり続けます。

ビジョン(目指す企業像)

お客様へ

お客様の期待を超える対応により、感動と満足を提供し続ける企業グループを目指します。

従業員へ

全ての従業員の多様性、人格、個性が尊重され、安心して働きやすい職場と、能力が最大限に発揮できる環境を整え、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

株主・投資家の皆様へ

株主をはじめすべてのステークホルダーに対して幅広くコミュニケーションを図り、適時・適切でわかりやすい情報開示を行います。継続的な成長を通じ株主価値の向上に努め、永続的に応援したいと思っただけのよう、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

地域社会へ

法令を遵守し、自由競争に基づく公正・透明な事業活動を行います。雇用の創出と環境に配慮したサービス等の提供を通じて社会に必要とされ、持続可能な社会の実現に寄与し、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

行動指針

我々は、常にすべての人々の満足の為に行動すること。

我々は、常に変化をチャンスと捉え行動すること。

我々は、常に新しい可能性を目指して行動すること。

我々は、常に社会に必要とされる会社を目指して行動すること。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く環境は、景気は緩やかに回復しており、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、今後も緩やかに回復傾向が続くことが期待されております。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などに加え、引き続き原材料価格及び燃料コストの高騰も懸念材料となっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、十分注意する必要があります。

このような環境のもと、当社グループは2021年9月をスタートとする3か年の中期経営計画として、「TRP-2024」を策定し、取り組んでおります。その基本方針を「人財と企業の成長を両立し、サステナビリティの実現に踏み出す、しなやかで強靱な企業へ」とし、1.顧客との協創力強化によるストック収益拡大、2.人的資本投資を拡大し、永続企業への基盤創造、3.「企業規模拡大」から「企業価値拡大」へ転換し、サステナビリティ経営の推進の3項目の確実な実行に取り組みます。人財投資による人財成長と、企業価値向上による企業成長を並行して遂行し、しなやかで強靱な企業グループを目指します。

中期経営計画（TRP-2024）の最終年度2024年8月期におけるセグメントごとの取り組みは以下のとおりです。

オフィス光119事業

オフィス光119事業においては、新規契約回線数の増大に向けて、引き続きWeb集客の強化を行い、収益のバランスを考慮しつつ、Web広告費への投資を拡大いたします。また、新規開業顧客に必要な商材を一括提案し、ARPU（1顧客あたりの平均売上高）を高めてまいります。販路拡大については、新規代理店の開拓やアライアンス企業の活用を継続してまいります。さらに、既存顧客においては、リテンション活動を強化し、情報通信機器等のクロスセル、アップセルに努め、ARPUの向上を図ってまいります。ウィズコロナ以降、中小企業・個人事業主からの注目度の高いDX関連のサービスについては、引き続き拡充に注力してまいります。

オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業においては、新規拠点の開設に伴う、営業エリアの拡大と営業人員の増強に取り組んでまいります。また、電力小売販売「オフィスでんき119」の契約保有件数の増大及び顧客ターゲットの高単価顧客への注力に向け、Web広告からの顧客流入を増やすべく、Web広告への投資拡大を継続いたします。既存顧客においては、リテンション活動を強化し、当社の主たる顧客である中小企業・個人事業主からニーズの高いセキュリティ機器や情報通信機器等のクロスセル、アップセルに努め、ARPUの向上を図ってまいります。

ファイナンシャル・プランニング事業

ファイナンシャル・プランニング事業においては、Web広告や店頭イベント等を活用し、面談数の増加及び新規顧客獲得を図ってまいります。また、既存顧客に向けては、SMSを活用したリテンション活動を強化することで、アポイントメント獲得に努めます。コロナ禍以降、中止していた集合研修や新人研修を再開し、店舗スタッフの商品知識やスキルを統一し、スタッフ一人当たりの成約率の向上に取り組んでまいります。

(3) 目標とする客観的な指標等

当社グループの根幹となる事業は、通信インフラや電力小売をはじめとするストック型ビジネスモデルであると認識しております。このため、新規顧客獲得数の増加及び契約保有回線数に対する解約率を意識しております。その上で、企業価値の増大を図っていくため売上高、営業利益、EPS（1株当たり当期純利益）、ROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標としております。また、中期経営計画（TRP-2024）の最終年度（2024年8月期）数値目標の売上高については、現時点でオフィスソリューション事業の電力小売販売「オフィスでんき119」において、外部要因である日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）の電力取引価格の推移を正確に予測することが困難であるため、レンジでの見通し開示としております。

中期経営計画（TRP-2024）の最終年度（2024年8月期）数値目標

売上高	230～270億円
営業利益	20億円
EPS	172.22円
ROIC	13%

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、以下の事項を主要な経営課題として認識し、中期経営計画にて取り組む方針です。

顧客との協創力強化によるストック収益拡大

当社グループは、中小企業・個人事業主のオフィスの課題を解決するパートナーとして、IT、オフィス、Webなどの総合ソリューション活動により、顧客との信頼関係を築いてまいりました。これからも、顧客が直面する課題を真摯に受け止め、解決のためのサービスに転換し、顧客が経営資源を本業に集中できる環境を構築することで企業価値向上が実現できるよう取り組みます。

2023年8月期においては、協創ソリューションとして3件の新規サービスをリリースいたしました。顧客へのヒアリングを重ねたことにより、高需要が続くセキュリティ機器の中から、店舗・事務所の遠隔監視、モニタリングを目的としたクラウド対応のネットワークカメラのレンタルサービスとして「オフィスカメラ119」の提供を開始いたしました。また、近年のコロナ禍でリモートワークの利用者も増えてきていることから、固定回線だけでなく、モバイルインターネットサービス等の幅広いニーズに対応するため「オフィスWi-Fi119」の提供を開始いたしました。さらに、多忙な中小企業・個人事業主のオーナーの相談窓口や学習ツールとして、無料動画コンテンツ「オフィス119チャンネル」の提供を開始いたしました。中小企業・個人事業主は、アフターコロナにおける新たな経営環境の整備や対応など、利益をできるだけ早期に回復させるための「経営の課題」を多く抱えているため、CRMを強化し、顧客の顕在的かつ潜在的な課題の掘り起こし、課題解決と新しい価値を創造できるDXを中心とした新規サービスを創出し、ストック収益拡大を目指します。

人的資本投資を拡大し、持続企業への基盤創造

当社グループは、今後の事業拡大、継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人財を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。特に非対面セールスを中心とした営業本部では離職率が高く、定着率の向上が喫緊の課題となっております。

人的資本投資の一環として、2022年8月期より取り組みを開始していた教育・研修体制が整い、2023年8月期には、教育ラボ（教育施設）を本格稼働させることができました。このため、OJT形式の現場研修から教育専門施設での研修に移行したことで、教育内容の充実化と早期のスキル習得が可能となり、従業員の離職率改善を図ることができました。今後は、教育ラボ活用によるさらなる教育・研修の充実化やジョブローテーションの導入により従業員のエンゲージメントを高め、離職率の改善及び優秀な人材確保に取り組み、管理職の輩出強化を推進してまいります。

「企業規模拡大」から「企業価値拡大」へ転換し、サステナビリティ経営の推進

当社グループは、設立以降、順調に売上高及び営業利益を拡大し、概ね計画通り企業規模を拡大してまいりました。今後は企業価値を基軸として拡大することとし、10年ビジョンの当初3年間という位置づけで最終年度の2024年8月期には時価総額300億円を目指します。

2023年8月期には、サステナビリティ経営をより推進するため、環境については、「地球環境への負荷低減」を実現すべく、当社はカーボンニュートラルを推進する企業として事業活動を通して取り組むため、「オフィスでんき119」再エネプランの販売を開始しました。社会については、「魅力ある企業への進化・深化」を実現するために、取組項目に掲げている「人材育成・活用」において、キャリア採用等の多様な人材の採用や人材教育への投資により、従業員の定着率の向上に努めました。ガバナンスについては、「信頼性を高めるガバナンス・コンプライアンスの実現」のため、全役職員への情報セキュリティ及びコンプライアンス研修・教育を実施いたしました。

今後もサステナビリティ経営を全社的に推進し、全社員一丸となって「企業価値拡大」に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「すべての人々に感動と満足を提供し続けます。」という経営理念のもと、お客様、従業員、株主・投資家の皆様及び地域社会に対する経営ビジョンを掲げ、事業活動を通じて、日本のより良い社会づくりと、持続可能な社会の実現への貢献をするとともに、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティの視点を踏まえた経営を促進するため、中期経営計画「TRP-2024」の基本方針において、「人財と企業の成長を両立し、サステナビリティの実現に踏み出す、しなやかで強靱な企業へ」としてあります。また、2021年11月にサステナビリティ委員会を設置し、マテリアリティの特定、目標値の設定、サステナビリティについての取組について討議等を行い、2023年8月開催の取締役会にて活動状況の報告を行っております。さらに、経営会議、コンプライアンス委員会にてリスクの把握と対策を討議しており、コンプライアンス委員会での討議事項を四半期ごとに取締役会に報告しております。

(2) 戦略

当社グループでは、サステナビリティに関する取組について、3つの重点課題を設けております。なお、詳細につきましては当社ホームページ(<https://www.toumei.co.jp/ir/sustainability/>)をご覧ください。

地球環境への負荷低減

魅力ある企業への進化・深化

信頼性を高めるガバナンス・コンプライアンスの実現

また、当社グループの経営ビジョンに掲げている「全ての従業員の多様性、人格、個性が尊重され、安心して働きやすい職場と、能力が最大限に発揮できる環境を整え、感動と満足を提供する企業グループを目指します。」を実現するため、「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」を定めております。

(人材育成方針)

当社グループの人材育成は、時代のニーズを常に見据えながら変化をチャンスと捉え、ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造(感動)をお客様、株主・投資家の皆様、地域社会とすべての人に提供し企業価値向上にコミットする人材を輩出し続けることを基本方針といたしております。全ての従業員の多様性、人格、個性が尊重され、安心して働きやすい環境を整え、すべての人に感動と満足を提供し続ける企業グループを目指します。

(社内環境整備方針)

当社グループの持続的な企業価値向上のためには、従業員が健全な状態で、生き活きと働ける社内環境を整備することが重要であります。そのために、安全衛生管理をはじめ、過重労働の防止、健康診断やメンタルヘルスケアの実施、また育児休業後の短時間勤務制度の導入などライフワークバランスを考慮の上、安全で働きやすい社内環境づくりを進めます。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小限化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定めております。また、サステナビリティに係るリスクを含めた総合的なリスク管理を行うため、管理本部長を委員長とし、全ての部署及び全ての子会社から任命された委員で構成されるコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス委員会での討議事項を四半期ごとに取締役会に報告しております。

(4) 指標及び目標

当社グループは、従前より男女、中途採用者を問わず、人物本位を前提に能力や実績を重視し人材登用をしております。今後も同取組みの維持継続はもちろん、社内人材教育により新規採用者が管理者へ成長していけるよう研修制度の整備、また、すべての従業員の多様性、人格、個性が尊重され安心して働きやすい職場と、能力が最大限に発揮できる環境をより整えるよう図り、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標

項目	2021年8月期	目標	2023年8月期	目標達成時期
女性管理職比率	10%	15%	- %	2024年8月期
女性管理者次席比率	46.2%	2021年8月期と 同水準維持	30.3%	
中途採用者管理職比率	90%		84.2%	

- (注) 1. 管理職は労働基準法上の管理監督者であります。
 2. 管理者次席は管理職の手前の役職であります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると認識している主要なリスクには以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 経済状況等の影響について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対し、より良いオフィス環境で事業活動を行って頂けるよう、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。当社グループが提供しているサービス・商材は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供している光回線に自社サービスを付加し再販する「オフィス光119」（光コラボレーション）・情報通信機器・LED照明器具・電力サービス等であります。

しかしながら、中小企業・個人事業主は景気動向、経済状況の影響を受けやすく、新たな感染症の発生及び感染拡大の影響による業績悪化等により当社グループが提供するサービス・商材に対する需要動向が悪化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、顧客満足度向上のため顧客フォローに力を入れており、既存顧客の状況や課題を的確に把握し、クロスセルに繋げるとともに、新サービス・新商材の開発に反映させるよう取り組んでまいります。

(2) 「オフィス光119」への依存について

当社グループは、光回線を仕入れ、これに自社サービスを付加し再販する「オフィス光119」（光コラボレーション）の提供を行っており、当社グループにおける売上高のうち、当該サービスに係る売上高の占める割合が当連結会計年度で52.2%と高く、当該サービスに依存しております。当社グループは、事業拡大に向け、当該サービスの提供を引き続き拡大していくことが必要であると認識しております。

しかしながら、競合するサービス・新たなサービスの台頭により「オフィス光119」の提供が計画通り進まない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの成長を牽引する第2のストック型ビジネスである電力小売販売の拡大に注力し、事業環境の動向等に迅速に対応する体制を構築するとともに、顧客フォローにより既存顧客の状況や課題を的確に把握し、クロスセルに繋げるとともに、新サービス・新商材の開発に反映させるよう取り組んでまいります。

(3) 特定取引先への依存について

当社グループの基幹事業である「オフィス光119」（光コラボレーション）の提供は、光回線を仕入れ、これに自社サービスを付加し再販するサービスであります。光回線は、全て東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から仕入れております。当社は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社との間で、それぞれ「光コラボレーションモデルに関する契約」を締結しており、当社グループの主要な事業活動の前提となっております。当該契約は期限の定めのない契約ですが、双方とも当該契約の終了を希望する日の90日前までに書面で相手方に通知した場合、当該契約は終了するものとなっており、当該契約の継続に支障を来す要因が発生した場合には、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ・電気通信事業者でなくなったとき
- ・信用、名誉または信頼関係を毀損させる行為をなしたとき
- ・公序良俗に違反したとき
- ・破産、民事再生、会社更生の申出があったとき
- ・手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分を受けたとき
- ・営業の廃止または解散の決議をしたとき 等

本書提出日現在、当該契約の継続に支障を来す要因は発生しておらず、今後も発生させることがないよう効率的な事業運営とコンプライアンスの強化等に努めてまいります。

(4) 競合について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対し、より良いオフィス環境で事業活動を行って頂けるよう、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。

しかしながら、当社グループが提供する光コラボレーション・情報通信機器・LED照明器具・電力サービス等を取り扱う企業は多数存在しており、また、新規参入も比較的容易であり、これら企業との競合が激化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

今後も顧客フォローに注力し、顧客満足度の向上に努めるとともに、解約率の抑制に取り組んでまいります。

(5) 事業に係るインフラについて

当社は、光コラボレーション事業者として、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営しております。「オフィス光119事業」の拡大に伴う、これらのインフラの強化・更新が対応できない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社のコールセンターでは、テレアポ（電話による勧誘）から契約に至るまでを対応しております。アウトバウンド営業（当社からアプローチする営業）の要である営業スクリプト（台本）を確立し、オペレーターが早期に習熟できる体制を構築しております。また、カスタマーセンターでは、顧客からの問い合わせに対し、その場で顧客データベースと照合しながらリアルタイムで対応しております。併せて、顧客データベースを最新のものと更新しており、今後も対応してまいります。

(6) 顧客ニーズに応じたサービス・商材の提供について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対しより良いオフィス環境で事業活動を行って頂けるよう、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。顧客である中小企業・個人事業主のニーズを適確に汲み、常に必要なサービス・商材を提案・提供していくことに努めております。

しかしながら、顧客ニーズに応じたサービス・商材の提供が期待通り行われない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

今後も顧客フォローに注力し、既存顧客の状況や課題を的確に把握し、クロスセルに繋げるとともに、新サービス・新商品の開発に反映させるよう取り組んでまいります。

(7) 情報管理について

当社グループは、事業運営に際して、顧客の機密情報や個人情報を取り扱っており、当該情報に係る社内規程に基づき、細心の注意を払って管理に努めております。

しかしながら、万が一、当社グループの関係者等の故意または過失によりこれらの情報が外部に流出した場合には、損害賠償請求を受けるリスクや社会的信用失墜により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、プライバシーマークを取得し個人情報を厳格に管理する体制を構築するとともに、全役職員を対象に情報管理に関する社内研修を年2回以上開催し、情報管理に取り組んでおります。

(8) 法的規制等について

当社グループの事業は、「電気通信事業法」、「特定商取引に関する法律」、「保険業法」等の法的規制を受けております。当社グループは、これらの法令等を遵守して、事業を運営しております。

しかしながら、法令違反が発生した場合、予期しない法令等の制定により当社グループの事業が何らかの制約を受けた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは「古物営業法」に定める古物商の許可、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に定める登録電気工事業者の登録を受けております。「古物営業法」で定める許可の取消し事由に該当した場合は許可の取消しまたは営業の停止、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」で定める登録の取消し事由に該当した場合は登録の取消しとなる可能性があります。現状、当該許認可等の取消しとなる事由はありません。

しかしながら、何らかの事情により、許認可等の取消しが生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、全役職員を対象にコンプライアンスに関する全社的な研修を年1回以上開催するとともに、個別の部署においても関連の法令等に関する社内外の研修に積極的に参加し、コンプライアンスの強化に取り組んでおります。

(許認可等の状況)
当社

許認可等の名称	監督官庁等	許認可登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由	該当セグメント
古物商許可	三重県 公安委員会	551120076600	なし	古物営業法	同法第6条	オフィス光119、 オフィスソリューション
登録電気工事業者 (一般用電気工作物)	経済産業大臣	2023007	2028年 7月27日 (5年ごとの更新)	電気工事業の 業務の適正化 に関する法律	同法第28条	オフィスソリューション

株式会社岐阜レカム

許認可等の名称	監督官庁等	許認可登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由	該当セグメント
古物商許可	岐阜県 公安委員会	531021190234	なし	古物営業法	同法第6条	オフィスソリューション
登録電気工事業者 (一般用電気工作物)	岐阜県知事	2019069	2024年 4月17日 (5年ごとの更新)	電気工事業の 業務の適正化 に関する法律	同法第28条	オフィスソリューション

(9) 災害について

当社グループは、名古屋、新宿、札幌、広島、福岡及び大阪に分散し、支店及び営業所を有しております。

しかしながら、これらの地域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、ユーザーへの対応に支障を来す事態が想定されるとともに、復旧のための多大な費用が必要となり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、防災管理規程、防災対応マニュアルを整備しておりますが、BCP(事業継続計画)の策定及び更新を進め、対応してまいります。

(10) 人材の確保及び育成について

当社グループは、事業拡大に際して、優秀な人材の確保・育成が必要であると認識しております。このため、当社グループでは、新卒者及び中途採用者の採用活動の強化による人材の確保に加え、社員の階層に応じた人材育成に向けた研修等を積極的に進めていく方針であります。

しかしながら、こうした人材採用・人材育成が計画通り進まなかった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について

当社グループは、事業拡大を図る上で内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。このため、今後の事業拡大に伴い内部管理体制の一層の強化を図っていく方針であります。

しかしながら、事業拡大に対して適時適切に組織的対応ができなかった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長山本文彦は、当社グループの経営方針、経営戦略の決定及び推進において重要な役割を果たしております。そのため、何らかの理由によって、同氏が当社グループの経営に関与することが困難になった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、役員及び幹部社員への権限の委譲、取締役会や経営会議等における情報の共有等を図り、特定人物に過度に依存しない体制の構築を進めております。

(13) 株式価値の希薄化について

当社は、業績向上への意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用し、当社グループの役員及び従業員に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式は181,000株であり、発行済株式総数7,439,100株の2.4%に相当しております（新株予約権による潜在株式の数及び発行済株式総数は、2023年11月1日から本書提出日までの新株予約権の行使を考慮しておりません。）。

(14) 役員所有株式に係る質権設定について

当社役員である日比野直人及び直井慎一（以下「対象者」という。）と株式会社三十三銀行（以下、本(14)において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式には、下記表のとおり、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	235,900株	105,500株
直井 慎一	30,000株	30,000株
合計	265,900株	135,500株

以下に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序または被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- 対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- 行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- 担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- 銀行との取引約定に違反したとき
- 以上のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

本書提出日現在、銀行による質権対象株式の総数は135,500株であり、発行済株式総数7,439,100株の1.8%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります（発行済株式総数は、2023年11月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数を考慮しておりません。）。

(15) 新たな感染症の発生及び感染拡大について

当社グループは、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営しており、新たな感染症の発生及び感染拡大により、当社グループの事業活動に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、顧客、取引先、従業員及びその家族の安全確保と感染拡大の防止を最優先として、新たな感染症が発生した場合、対応方針・対応内容をWebサイトへ掲載し対策を講じるとともに、感染者が発生した場合は他拠点にて業務が補完できる体制の構築を進めてまいります。

(16) 調達価格の変動による解約について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対し電力を供給する電力の小売販売を行っております。燃料価格、為替相場の変動、季節・時間帯及び景気動向による需給の変動などにより電力調達価格が上昇した場合でも、売価を調整できるプランを導入しております。しかながら、調達価格が長期に渡り高騰した場合は、顧客による解約が増加する可能性があります。当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

電力小売販売については、再エネプランを導入し価格だけではなく当社電力サービスの価値を訴求するとともに、万一に備え、複数の電力調達先を確保し電力調達価格高騰のリスクを低減するよう対策を講じております。

(17) 需給バランス調整リスクについて

当社グループを含む小売電気事業者は一般送配電事業者の送電ネットワークを介して電力を供給する際に、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づき、需要計画と実際の需要量をそれぞれ30分毎に一致させる義務(計画値同時同量制度)を負っており、事前に計画した需要量と実際の需要量の差分は、インバランス(料金)として一般送配電事業者との間で精算されます。

また、当社グループは需給管理を外部に委託し需給バランスの適正化を図っておりますが、需給管理が適切に行えず需給バランスが大幅に崩れインバランス料金が多額に生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(18) 当社の信用リスクについて

当社グループは、サービス・商材を提供する主要な顧客は中小企業・個人事業主であることから、当社グループが保有する債権には多数の小口債権が含まれております。当社グループにおいては、債権を一定の区分に分類し、分類ごとの回収不能見込額として貸倒引当金を算出しております。貸倒引当金の見積りに際しては、算定時点で入手可能な情報及び一定の仮定に基づき見積りを行っております。

しかしながら、当社の取引先の事業及び財政状態は、新たな感染症の発生及び感染拡大や他の将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、貸倒損失の実際の発生額が見積り額と異なった場合、又は貸倒引当金の追加計上が必要となった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、適切な与信管理体制を構築するとともに、債権の回収状況を定期的に確認し、営業本部と連携することにより、不良債権の発生を抑制するよう取り組んでおります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は11,533,295千円（前連結会計年度末比23.3%増）となりました。これは主に売掛金が1,201,205千円減少した一方、現金及び預金が2,803,917千円、無形固定資産が532,463千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は5,356,386千円（前連結会計年度末比25.2%増）となりました。これは主に未払法人税等が431,153千円、支払手形及び買掛金が321,924千円、短期借入金が200,000千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は6,176,908千円（前連結会計年度末比21.7%増）となりました。これは主に利益剰余金が1,062,534千円増加したこと等によるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかに回復しており、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、今後も緩やかに回復傾向が続くことが期待されております。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などに加え、引き続き原材料価格及び燃料コストの高騰も懸念材料となっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、十分注意する必要があります。

当社グループが主にサービスを提供する中小企業においては、日本政策金融公庫総合研究所発表の「中小企業景況調査（2023年8月調査）要約版」（2023年8月31日発表）によると、中小企業の売上げD I及び利益額D Iは上昇し、改善傾向が見られます。今後3ヶ月の売上げ見通しD Iはほぼ横ばいで推移すると予想されております。

このような事業環境の中、当社グループにおいては、10年ビジョンとして2031年8月期には、売上高1,000億円、営業利益100億円を目標に掲げ、そのマイルストーンとして2024年8月期を最終年度とする中期経営計画「TRP-2024」を策定しております。中期経営計画では「人財と企業の成長を両立し、サステナビリティの実現に踏み出す、しなやかで強靱な企業へ」を基本方針とし、数値目標は、売上高230～270億円、営業利益20億円、EPS（1株当たり当期純利益）172.22円、R I C（投下資本利益率）13%としております。

当連結会計年度においては、サステナビリティ経営の一環として「オフィスでんき119」再エネプランの販売に注力いたしました。2030年8月期までに契約保有件数の50%以上を再エネプランにする目標に対し、2023年8月期末時点で36.7%と計画どおりに推移いたしました。これからは、国や大企業だけでなく、当社の主たる顧客である、中小企業・個人事業主にもこれからの企業活動において、カーボンニュートラルに取り組む姿勢を見せていくことが求められる環境下となるため、当社は、カーボンニュートラルを推進する企業として、引き続き「オフィスでんき119」再エネプランの販売に傾注してまいります。また、人的資本投資として、前連結会計年度に「教育ラボ」（教育施設）を開設し、研修・教育内容の見直しやO J T形式の現場研修から教育施設での研修・教育に切り替え、敢えて現場から教育を切り離し、教育に専念させることにより業務の早期習得及びスキルの統一が実現し、各部署全体の業務生産性が向上したことで、社員ひとりひとりの業務へのモチベーションが向上し、前連結会計年度と比較し、離職率が改善いたしました。

中期経営計画の数値目標達成に向けて、W e bからの集客割合の増加と代理店からの取次件数の増加により、「オフィス光119」及び「オフィスでんき119」の新規獲得件数を着実に積み上げたことにより、売上高及び各段階利益の伸長に寄与いたしました。創業当初より、テレマーケティングを主体に営業活動を展開してまいりましたが、インターネットの普及と顧客動向の変化により、テレマーケティングからW e b集客へ販売チャネルの移行を開始いたしました。2023年8月期末時点のW e b集客割合は51.3%となり、目標として掲げておりました50%超を達成いたしました。さらに2023年1月4日に新たな拠点として大阪営業所を開設し、関西地区における営業活動の一層の強化及びエリア拡大を図ってまいりました。また、当社グループの強みを活かし、顧客との協創サービスとして、セキュリティ面だけでなくマーケティング材料としても活用可能な「オフィスカメラ119」、ウィズコロナの下でのテレワーク等の働き方の多様化から「オフィスWi-Fi119」、そして中小企業・個人事業主のオーナーを対象に経営課題解決のヒントを得ていただくための無料動画ツール「オフィス119チャンネル」の提供を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は20,531,832千円（前年同期比16.0%増）、営業利益は1,649,820千円（同392.8%増）、経常利益は1,751,175千円（同298.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150,631千円（同327.5%増）となりました。

セグメントごとの概況は、次のとおりであります。

（オフィス光119事業）

中小企業向け光コラボレーション「オフィス光119」の新規顧客獲得については、Web広告からの集客と代理店からの取次件数が増加したため、契約保有回線数を積み上げることができました。一方、当事業にかかる費用については、従来の営業手法であるテレマーケティングからWeb集客への移行開始から第3四半期連結会計期間の本格稼働に至るまで、費用を踏み込んで投資したため、広告宣伝費用が増加いたしました。また、代理店活用による販売手数料等が前連結会計年度に比べ増加いたしました。

この結果、オフィス光119事業の売上高は11,151,758千円（前年同期比6.5%増）となり、セグメント利益は871,991千円（同0.3%増）となりました。

（オフィスソリューション事業）

電力小売販売「オフィスでんき119」は、テレマーケティングや代理店からの取次件数の増加により、契約保有件数が堅調に増加いたしました。2023年8月期上期においては、JEPXの電力取引価格の高騰が継続していたものの、下期にかけて安定的な価格水準で推移いたしました。しかしながら、電力需要期にあたる冬季・夏季の電力供給に係るコストが高騰するリスクがあるため、リスクヘッジ策として、2023年6月より電力供給に係るコストや利益の季節変動要因を解消するため「オフィスでんき119」電気需給約款の変更及びサービス料金体系の変更を行いました。「オフィスでんき119」の既存顧客においては、電気需給約款の変更後に一定数の解約があったものの、電話、メール及びSMS等でリテンション活動を強化したことにより、解約数を最小限に留めることができました。

情報通信機器の販売においては、当連結会計年度にサービスリリースした「オフィスカメラ119」やUTM等のセキュリティ機器のニーズが高い状況が継続しております。また、Web広告からの新規顧客流入により商談件数及び受注率が増加した結果、売上高及び営業利益の増加に寄与いたしました。

この結果、オフィスソリューション事業の売上高は9,137,315千円（前年同期比30.9%増）となり、セグメント利益は1,459,902千円（前連結会計年度はセグメント利益12,471千円）となりました。

（ファイナンシャル・プランニング事業）

個人向け来店型保険事業の新規顧客の獲得については、店頭及びWeb広告からの集客に注力いたしました。イベントを開催する等、店頭での集客を強化し、面談数の増加に取り組みました。さらに店舗間の戦略的な人員配置の変更や販売戦略の見直し等の試みを取り入れました。スタッフ教育においては、コロナ禍以降、滞っていたスタッフ研修の再開や、人的な課題の見直しを行った結果、収益は改善傾向となっております。

この結果、ファイナンシャル・プランニング事業の売上高は242,758千円（前年同期比1.7%増）となり、セグメント利益は26,113千円（同13.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,803,913千円増加し、4,092,927千円（前年同期比217.5%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、3,322,314千円（前連結会計年度は2,536,719千円の使用）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益1,748,035千円、売上債権の減少額1,201,205千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、662,108千円（前連結会計年度は138,868千円の獲得）となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出620,952千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、143,706千円（前連結会計年度は1,021,228千円の獲得）となりました。これは、主に短期借入金の純増額200,000千円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
オフィス光119事業(千円)	7,534,836	+4.2
オフィスソリューション事業(千円)	6,248,176	+5.7
ファイナンシャル・プランニング事業(千円)	-	-
その他(千円)	-	-
合計(千円)	13,783,012	+4.9

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
オフィス光119事業(千円)	11,151,758	+6.5
オフィスソリューション事業(千円)	9,137,315	+30.9
ファイナンシャル・プランニング事業(千円)	242,758	+1.7
その他(千円)	-	100.0
合計(千円)	20,531,832	+16.0

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
2. オフィスソリューション事業における販売実績が増加しているのは、主に「オフィスでんき119」の契約保有件数が増加したこと等によるものであります。
3. その他の事業における販売実績が減少しているのは、2022年2月に自社保有の賃貸マンションを売却したことにより、不動産賃貸業から撤退したことによるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において、判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当社グループでは、中小企業・個人事業主のニーズを適確に汲み、必要なサービス・商材を提案・提供し、信頼を得ることが当社グループの成長に繋がると認識しております。この認識の下、当社グループでは、中小企業・個人事業主を対象として、オフィス環境の改善による収益向上に向け、見えない支えとなり、目に見える成果と価値を提供する「中小企業の課題を解決するパートナーへ」を目指しております。

以下は、前年同期対比及び2022年10月13日に公表の業績予想対比の分析を記載しております。

売上高の状況

当連結会計年度の実績 (千円)	比較情報	増減金額(千円)	増減率(%)
20,531,832	前年同期対比	2,830,628	+16.0
	業績予想対比	1,613,536	7.3

前年同期と比較し売上高が16.0%増加した要因は、「オフィス光119事業」及び「オフィスソリューション事業」においてストック型ビジネスの収入が順調に積み上がったためであります。また、業績予想に対しては業績予想対比7.3%減となった要因は、電力小売販売「オフィスでんき119」において、2023年8月期上期はJEPXの電力取引価格の高騰が継続しておりましたが、下期にかけて安定的な価格水準で推移したため顧客への請求額が業績予想策定時に想定した金額を下回ったことが主な要因です。

「オフィス光119事業」では、Web広告からの集客及び代理店の活用が順調に推移し、さらに既存顧客に対するリテンション活動に力を入れ解約抑止に努めたところ、契約保有回線数が前連結会計年度末から6,896回線増加し120,591回線（なお、2023年8月期における解約率()は0.65%となりました。）となり、2023年8月期で掲げていた目標契約保有回線数120,000回線を達成することができました。売上高は前年同期比6.5%増、業績予想比0.8%減と概ね予想通りでの着地となり、ストック型ビジネスの収入が着実に積み上がりました。今後も顧客へのリテンション活動を継続し、顧客の顕在課題のみならず潜在的な課題を抽出・解決することによりクロスセルに繋げ、さらに、新規開業顧客に必要な商材を一括提案するなど、1顧客当たりの平均単価の向上を実現することに注力してまいります。

また、「オフィスソリューション事業」では、「オフィスでんき119」新規獲得のためテレマーケティングや代理店の活用により契約保有件数を積み上げました。さらに、電気需給約款の変更及びサービス料金体系の変更に対する既存顧客への説明に注力し、解約率の低減に努めました。このため、新規獲得に従事する人員を約款変更及び料金体系の変更に対する説明に割いたこと、代理店の獲得件数が当初想定していた件数を下回ったこと等により2023年8月期で掲げていた目標契約保有件数37,000件に対して前連結会計年度末から10,205件増加し34,170件（なお、2023年8月期における解約率()は1.17%となりました。）となり、目標値を達成することはできませんでした。売上高は前年同期比30.9%増、業績予想比14.2%減となり、業績予想は下回りましたが、確実に新規獲得件数を積み上げたことによりストック型ビジネスの収入増に貢献いたしました。今後は、デジタルマーケティング移行へのWeb投資を継続し、「オフィスでんき119」契約保有件数増大と、顧客ターゲットを高単価顧客へ注力してまいります。

一方、「ファイナンシャル・プランニング事業」では、店頭及びWeb広告からの集客により面談回数が増加し、成約率の向上に努めた結果、売上高が前年同期比1.7%増となりました。今後は、「お客様が話しかけやすい店舗づくり」を継続し、Web集客及びテナント施設での集客強化、SMSを活用したリテンションマーケティングの強化及びスタッフへの商品知識・接客スキル向上への研修に取り組み、手数料収入の増加を図ってまいります。

() 2022年9月から2023年8月における月間解約率(該当月の解約数÷該当月の末日の保有件数)の平均

営業利益の状況

当連結会計年度の実績 (千円)	比較情報	増減金額(千円)	増減率(%)
1,649,820	前年同期対比	1,315,002	+392.8
	業績予想対比	289,216	+21.3

前年同期と比較し営業利益が392.8%増加した要因は、ストック型ビジネスである「オフィス光119」の収入が順調に積み上がったこと、「オフィスでんき119」が前連結会計年度に損益分岐点を超え安定した収入を計上することができるようになったこと及び「オフィスでんき119」の電気需給約款の変更及びサービス料金体系の変更を行ったことにより冬季・夏季の外部要因による利益変動要因(当連結会計年度の影響は夏季のみ)に対して対策を講じたこと等によるものであります。また、JEPXの電力取引価格が下期にかけて安定的な価格水準で推移したため売上原価が当初想定していた価格を下回ったこと等により、業績予想対比21.3%増となりました。

「オフィス光119事業」では、人件費、Web広告等の販売費及び一般管理費が予算通りに消化できたためセグメント利益が前年同期比0.3%増加いたしました。また、「オフィスソリューション事業」では、「オフィスでんき119」が収益フェーズに入ったこと及び電気需給約款の変更及びサービス料金体系の変更を行った等によりセグメント利益1,459,902千円(前連結会計年度はセグメント利益12,471千円)となりました。「ファイナンシャル・プランニング事業」では、面談数の増加及び成約率向上に努めたことによりセグメント利益が前年同期比13.3%増となりました。

今後は、契約保有顧客数の最大化を図り、生産性及び顧客単価の向上のためデジタルマーケティングを強化いたします。また、サステナビリティ経営推進のため2022年8月から提供開始したCO2削減という環境価値を訴求した「オフィスでんき119」再エネプランの販売に注力し、ストック型ビジネスを成長させるとともに、将来的な利益拡大につながる人的資本には積極的に投資を行うとともに、営業力の強化及び経費のコントロールに努めてまいります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、当社グループの主たる事業である「オフィス光119事業」に係る光回線の仕入及び「オフィスソリューション事業」に係る電力の仕入に伴う費用に加え、人件費等の販売費及び一般管理費等があります。これらの資金需要に対して安定的な資金供給を行うための財源については、主に内部資金又は借入により確保しております。このうち、借入による資金調達に関しては総額4,010,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を株式会社三十三銀行他2行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は1,400,000千円であります。また、当社の所要資金として長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)800,000千円を計上しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。当社グループの重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社	相手先の名称	契約の名称	契約期間
提出会社	東日本電信電話株式会社	光コラボレーションモデルに関する契約	自 2015年3月25日 期限なし
提出会社	西日本電信電話株式会社	光コラボレーションモデルに関する契約	自 2015年2月27日 期限なし

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は647,004千円であり、その主なものは、「オフィスソリューション事業」に係る電力購入契約に関する契約上の地位等の譲受(600,955千円)によるものであります。

なお、「オフィス光119事業」に係るオフィスビリング(Web利用明細サービス)について、当連結会計年度において当該Webサイトを除却し、特別損失として固定資産除却損3,139千円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
本社 (三重県四日市市)	全社共通	本社機能	9,619	1,965	89,339 (1,256.68)	1,702	2,350	104,977	17 (2)
札幌支店 (札幌市中央区)	オフィス光 119事業 オフィスソ リューション 事業	販売業務	13,917	-	- (-)	1,025	-	14,943	75 (17)
新宿支店 (東京都新宿区)	オフィスソ リューション 事業	販売業務	1,606	0	- (-)	151	-	1,758	19 (-)
名古屋支店 (名古屋市中区)	オフィス光 119事業 オフィスソ リューション 事業 ファイナン シャル・プラ ンニング事業	支店機能	50,270	4,542	- (-)	13,843	-	68,656	247 (33)
広島営業所 (広島市中区)	オフィス光 119事業	販売業務	0	-	- (-)	0	-	0	11 (7)
福岡営業所 (福岡市中央区)	オフィスソ リューション 事業	販売業務	476	-	- (-)	0	-	476	28 (3)
大阪営業所 (大阪市北区)	オフィスソ リューション 事業	販売業務	9,317	1,096	- (-)	293	-	10,707	9 (-)
保険見直し本舗名古屋 みなと店他7店舗	ファイナン シャル・プラ ンニング事業	販売業務	255	-	- (-)	0	-	255	23 (1)
ラグーナバイコート倶 楽部 (愛知県蒲郡市)	全社共通	福利厚生	3,402	-	246 (5.14)	-	-	3,649	- (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 支店・営業所等の建物は賃借しており、年間賃借料は200,460千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間の平均人員を記載しております。

(2) 国内子会社

2023年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社岐阜 レカム	岐阜支店 (岐阜県岐阜 市)	オフィスソ リューショ ン事業	販売業務 (注)2	10,373	2,143	- (-) [1,332.00]	170	-	12,687	19 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 株式会社岐阜レカム岐阜支店の土地、建物は賃借しており、賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。年間賃借料は7,388千円であります。

3. 従業員数の〔 〕は、臨時雇用者数の年間の平均人員を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,439,100	7,439,100	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	7,439,100	7,439,100	-	-

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所プライム市場に上場しておりましたが、2023年4月1日施行の東証規則改定により、2023年7月13日に東京証券取引所スタンダード市場への選択申請を行い、2023年10月20日以降は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。
2. 「提出日現在発行数」欄には、2023年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第4回新株予約権（2018年6月15日臨時株主総会決議及び2018年6月15日取締役会決議）

決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 子会社取締役 2 当社従業員 15
新株予約権の数（個）	260（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 156,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	352（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月20日 至 2028年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 352 資本組入額 176
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数は、600株であります。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として公募増資及び新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、その他株式数を調整することが適切な場合は、合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として公募増資及び新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行」は「自己株式の処分」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社、当社子会社または関連会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りではないこととする。
新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるとおりとする。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとする。
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）3に定める新株予約権の行使の条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
再編対象会社による新株予約権の取得
（注）4に準じて決定する。
6. 2018年11月27日開催の取締役会決議により、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2019年12月2日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2022年3月18日取締役会決議）

決議年月日	2022年3月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 16
新株予約権の数（個）	250（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 25,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	857（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年4月5日 至 2032年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,135.34 資本組入額 567.67（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2．当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の相続はこれを認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、次のとおりである。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会による承認が不要の場合は、取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権の割当を受けた者が（注）4 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合、当社は取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割計画、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3 に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
（注）4 に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び条件
（注）5 に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年12月14日 (注) 1	2,089,500	2,100,000	-	65,972	-	55,972
2019年4月2日 (注) 2	300,000	2,400,000	454,020	519,992	454,020	509,992
2020年1月1日 (注) 3	4,800,000	7,200,000	-	519,992	-	509,992
2020年7月29日 (注) 4	127,500	7,327,500	85,163	605,155	85,163	595,155
2020年9月1日～ 2021年8月31日 (注) 5	14,400	7,341,900	2,534	607,690	2,534	597,690
2022年9月1日～ 2023年8月31日 (注) 5	97,200	7,439,100	17,107	624,797	17,107	614,797

(注) 1. 株式分割(1:200)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,290円

引受価額 3,026.80円

資本組入額 1,513.40円

払込金総額 908,040千円

3. 株式分割(1:3)によるものであります。

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,335.90円

資本組入額 667.95円

割当先 東海東京証券株式会社

5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	21	22	26	4	1,151	1,233	-
所有株式数(単元)	-	2,084	2,620	16,978	3,066	6	49,620	74,374	1,700
所有株式数の割合(%)	-	2.80	3.52	22.83	4.12	0.01	66.72	100	-

(注) 自己株式533株は、「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 文彦	三重県四日市市	3,940,700	52.97
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	600,100	8.06
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	549,400	7.38
株式会社UH PARTNERS 2	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	373,400	5.01
日比野 直人	名古屋市中区	235,900	3.17
株式会社UH PARTNERS 3	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	136,600	1.83
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地7番8号	120,000	1.61
東名従業員持株会	三重県四日市市八田2丁目1-39	99,900	1.34
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	75,541	1.01
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	75,155	1.01
計	-	6,206,696	83.44

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,436,900	74,369	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	7,439,100	-	-
総株主の議決権	-	74,369	-

(注)自己株式533株は「完全議決権株式(自己株式等)」に500株、「単元未満株式」に33株含まれております。

【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東名	三重県四日市市八田二丁目1番39号	500	-	500	0.01
計	-	500	-	500	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	88	172,570
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2023年11月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式	533	-	533	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年11月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益配分を経営の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各期の経営成績及び財政状態等を勘案しながら、継続して安定的に配当を実施する方針であります。

当事業年度(2023年8月期)の利益配分につきましては、継続して安定的に配当を実施する方針により、期末配当を1株当たり1円増配し13円といたしました。

また、翌事業年度(2024年8月期)の利益配分につきましては、将来への投資も含めた成長過程にあることから配当性向等の指標ではなく実質配当を重視し、経営成績、次期以降の見通し、財政状態、経済情勢等を勘案しつつ、1株当たり配当額の安定的かつ継続的な増加を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営基盤の強化及び電力サービス拡大を実現させるための財源として利用し、企業価値の向上に努めてまいります。

当社は剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年11月28日 定時株主総会決議	96,701	13

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題と認識しております。コンプライアンス意識を徹底するとともに、経営環境に柔軟に対応できる業務執行体制、牽制がとれた監督・監査体制を確立・強化し、経営の効率性、健全性、透明性及び公平性を高めていく方針であります。高い企業倫理と遵法精神による社会からのゆるぎない信頼の獲得に向け対応してまいります。なお、当社は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定しており、これに沿ってその充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治体制の概要

当社の主な機関としましては、会社法に規定する取締役会、監査役会及び会計監査人のほか、執行機関として経営会議、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を以下のとおり設置しております。

a．取締役会

取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役2名）で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令で定められた事項、経営に係る重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

b．監査役会

監査役会は監査役3名（全員が社外監査役）で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会では、監査に係る重要事項について協議、決議等を行っております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行い、常に取締役を監視できる体制となっております。

c．経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。経営会議で、経営等に関する重要事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項の円滑な執行を図っております。

d．指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、委員3名以上をもって構成し、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は指名・報酬委員会の決議により、独立社外取締役から選任しております。原則、年2回開催するほか、必要に応じて開催しております。指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

e．サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、管理本部長を委員長とし、管理本部長及び営業本部長の推薦により委員長が承認した委員により構成されます。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営理念、ビジョンに基づきサステナビリティに関する方針及び計画を、取締役会に答申し、ESG及びSDGsのマテリアリティ（重要課題）を含めたサステナビリティに資する経営を推進しております。

f．内部統制推進委員会

内部統制推進委員会は、管理本部長を委員長とし、管理本部長及び営業本部長の推薦により委員長が承認した委員により構成され、会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を推進しております。

g．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、管理本部長を委員長とし、全ての部署及び全ての子会社から任命された委員で構成され、原則四半期ごとに開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築を図っております。

h．内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直属の内部監査責任者を設置し、内部監査室長（1名）で構成され、内部監査計画書に基づき、不正、誤謬の未然防止、正確な情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的とし実施しております。

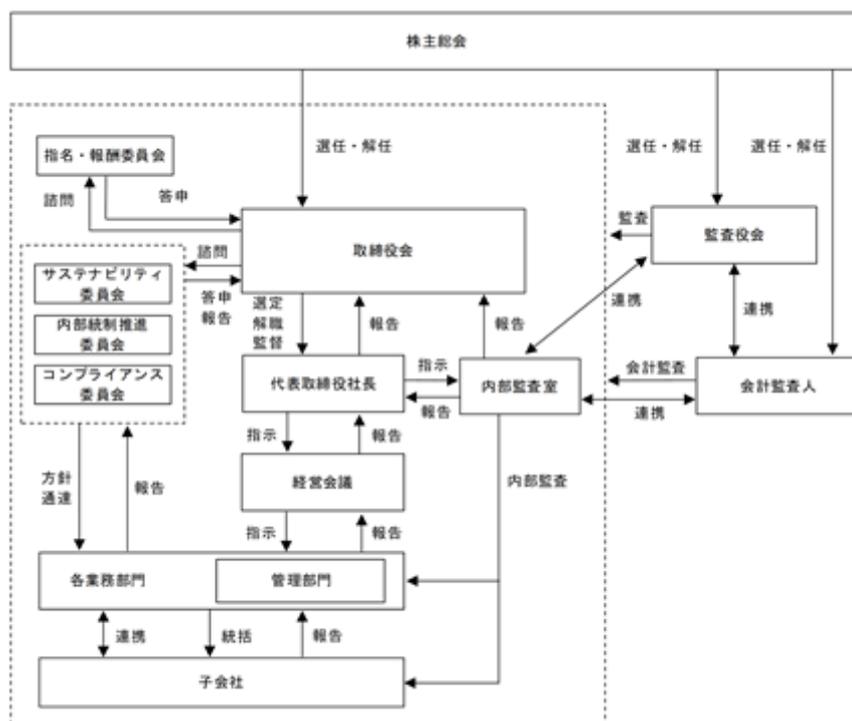
i．会計監査人

会計監査人として仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります（ は議長、委員長を表す。 ）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	指名・報酬委員会	サステナビリティ委員会	内部統制推進委員会	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	山本 文彦					○	○	○
常務取締役 （管理本部長）	日比野 直人	○		○	○			
取締役 （営業本部長）	直井 慎一	○		○		○		○
取締役	水嶋 淳	○		○		○		○
社外取締役	伊東 正晴	○			○			
社外取締役	吉田 正道	○						
常勤監査役 （社外監査役）	志水 義彦	○		○			○	○
社外監査役	渡邊 誠人	○	○					
社外監査役	葉山 憲夫	○	○					

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のように図示されます。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役による監査を行っております。また、社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言等を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制について、以下のとおり運営しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「コンプライアンス方針」を制定し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

- (b) 取締役会は法令遵守及び企業倫理を全社に周知・徹底する。
 - (c) 取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度「東名目安箱」を設置する。
 - (d) 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 情報の取り扱いについては、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」等に基づき、適切に取り扱う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を制定し、当社全体のリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (b) 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、コンプライアンス委員会及び経営会議で審議し、リスク管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 経営理念を機軸として策定した中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - (b) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を毎月開催し、取締役の職務執行に係る重要事項の報告、取締役会における意思決定の審議を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社取締役は子会社取締役から、子会社の業績及び業務に関する報告を定期的に受けるとともに日常的な意思疎通を図る。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に「リスク管理規程」を制定し、当社の管理担当取締役が統括し、リスク管理を行う。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の管理を行う。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社と共通の「コンプライアンス方針」の制定、内部通報制度を設置する。
また、内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重してこれを決定する。
 - (b) 前項に配置される補助使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定する。
- (7) 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて適宜適切に報告するほか、経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題を発見した時は直ちに監査役に報告する。
 - (b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- (10) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互補完を図る。
(c) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに意見を述べるができる。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
また、不当要求等の介入に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固としてこれを拒絶する。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の整備及び維持並びに向上を図っております。経営に悪影響を与える事項、またはそのおそれのある事項を、各業務部門からの情報収集をもとに、コンプライアンス委員会等において共有し、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言等を受ける体制を構築しております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 イ．内部統制システムの整備の状況 (5)」に記載したとおりであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役及びその他の会社法上重要な使用人であります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の職務執行に関して故意又は重過失があったことに起因する場合、もしくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補填の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時に取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。

取締役の定数及び任期

当社の取締役は7名以内、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の選任決議の要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款で定めております。
また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

ロ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ハ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会等の活動状況

イ．取締役会

当事業年度において、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。個々の取締役及び監査役の出席状況については以下のとおりであります。また、その他、会社法第370条及び当社定款第25条2項の規定に基づく書面決議が1回ありました。

役職名	氏名	出席状況		
		開催回数	出席回数	出席率
代表取締役社長	山本 文彦	19回	19回	100%
常務取締役	日比野 直人	19回	19回	100%
取締役	直井 慎一	19回	19回	100%
取締役	関山 誠	19回	19回	100%
取締役	伊東 正晴	19回	19回	100%
取締役	吉田 正道	19回	19回	100%
常勤監査役	志水 義彦	19回	19回	100%
監査役	渡邊 誠人	19回	19回	100%
監査役	葉山 憲夫	19回	18回	94.7%

(注) 取締役伊東正晴及び吉田正道は、社外取締役であります。また、監査役志水義彦、渡邊誠人及び葉山憲夫は社外監査役であります。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、以下のとおりです。

分類	主な審議事項
株主総会	株主総会付議事項
コーポレート・ガバナンス	代表取締役・役付取締役選定、招集議長順序、取締役の報酬配分、取締役の業務委嘱、指名・報酬委員選任、内部統制システム基本方針、利益相反・関連当事者取引関連、取締役会実効性評価、会社規程制定・改定
人的資本	組織変更、人事制度、責任者選任・解任
決算、財務	決算承認（四半期含む）、有価証券報告書、予算、中期経営計画、資金調達、配当予想
その他	マテリアリティ目標設定、拠点開設、株主優待制度、役員等賠償責任保険、顧客請求確認サイト構築等

ロ．指名・報酬委員会

当社では、取締役の指名・報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を高めるため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、委員3名以上をもって構成し、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役から選任しております。原則、年2回開催するほか、必要に応じて開催しております。個々の委員の出席状況については以下のとおりであります。

地位	氏名	出席状況		
		開催回数	出席回数	出席率
委員長	吉田 正道	4回	4回	100%
委員	伊東 正晴	4回	4回	100%
委員	日比野直人	2回	2回	100%
委員	関山 誠	2回	2回	100%

(注) 2022年9月1日から2023年8月31日までに開催された指名・報酬委員会は4回であり、委員日比野直人は就任以降開催された指名・報酬委員会は2回、委員関山誠は退任までに開催された指名・報酬委員会は2回となっております。

任意の指名・報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役候補者の選定に対する諮問、代表取締役及び役付取締役の選任に対する諮問、取締役の報酬配分に対する諮問、指名・報酬委員会委員長選定、指名・報酬委員会招集議長順序です。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山本 文彦	1969年12月22日生	1993年4月 ㈱光通信入社 1997年12月 ㈱東名三重(現 当社)設立 代表取締役社長(現任) 2005年4月 ㈱岐阜レカム代表取締役社長 (現任) 2014年11月 ㈱コムズ(2021年9月㈱東名に吸収合併)取締役	(注)3	3,940,700
常務取締役 管理本部長	日比野直人	1973年8月24日生	1992年4月 三菱レイヨン㈱入社 1992年8月 ㈱光通信入社 2000年1月 当社入社 岐阜支店支店長 2000年11月 当社取締役 2001年2月 当社取締役営業部長 2004年11月 当社取締役営業本部長 2005年4月 ㈱岐阜レカム取締役(現任) 2005年5月 当社常務取締役営業本部長 2014年11月 ㈱コムズ(2021年9月㈱東名に吸収合併)代表取締役社長 2022年11月 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注)3	236,200
取締役 営業本部長	直井 慎一	1975年9月14日生	1996年1月 ㈱光通信入社 1997年10月 ㈱ボワ・エ・デュボン入社 2000年2月 ㈱コールドウェブ入社 2002年3月 当社入社 2007年11月 当社取締役 2016年11月 当社取締役E S事業部担当 2019年9月 当社取締役O S事業部担当 2021年9月 当社取締役代理店開発担当 2022年11月 当社取締役営業本部長(現任)	(注)3	31,300
取締役	水嶋 淳	1982年5月14日生	1999年7月 ㈱山東建設入社 2002年3月 ㈱エスアンドエスコポレーション入社 2005年4月 当社入社 2008年3月 当社NW事業部マネージャー 2016年9月 当社M S事業部統括部長 2019年9月 当社執行役員N S事業部統括部長 2021年9月 当社執行役員O S事業部統括部長 2022年9月 当社執行役員営業統括部統括部長 2023年11月 当社取締役営業統括部統括部長(現任)	(注)3	1,900
取締役	伊東 正晴	1980年9月15日生	2009年12月 弁護士登録 2011年4月 名古屋大学法科大学院 非常勤講師(現任) 2018年2月 グランツ法律事務所開設 所長(現任) 2018年11月 当社取締役(現任) 2019年4月 愛知大学法科大学院 非常勤講師(現任)	(注)3	-
取締役	吉田 正道	1951年5月29日生	1976年11月 監査法人丸の内会計事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ)入 所 1980年3月 公認会計士登録 1980年6月 税理士登録 1980年7月 公認会計士吉田正道事務所開設 所長(現任) 1992年5月 監査法人東海会計社 代表社員 2003年1月 税理士法人中央総研設立 代表社員(現任) 2019年11月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

常勤監査役	志水 義彦	1956年11月12日生	1979年4月 ㈱丸麦入社 1998年8月 ㈱ケー・イー・シー入社 2002年7月 クリーン開発㈱転籍 2006年7月 ㈱トーシン監査役 2011年8月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	渡邊 誠人	1962年2月4日生	1990年10月 サンアイ監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1992年8月 公認会計士登録 1992年9月 税理士登録 2001年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)三重事務所代表社員 2005年4月 公認会計士渡邊誠人事務所開設 所長(現任) 税理士法人ACT設立 代表社員(現任) 2005年11月 当社監査役(現任) 2010年6月 ㈱ファインシンター監査役 2013年6月 太陽化学㈱監査役(現任)	(注)4	600
監査役	葉山 憲夫	1959年7月8日生	1984年4月 自動車ニッポン新聞社入社 1987年4月 物流産業新聞社入社 1989年4月 ㈱コア入社 1994年7月 葉山社会保険労務士事務所(現 社会保険労務士法人葉山事務所)開設 代表社員(現任) 2014年11月 当社監査役(現任) 2016年5月 ㈱医用工学研究所監査役 2016年8月 シェアリングテクノロジー㈱監査役 2018年6月 ㈱コプロ・ホールディングス取締役(現任) 2020年1月 i Cureテクノロジー㈱取締役	(注)4	-
計					4,210,700

- (注) 1. 取締役伊東正晴及び吉田正道は、社外取締役であります。
2. 監査役志水義彦、渡邊誠人及び葉山憲夫は、社外監査役であります。
3. 2023年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までであります。
5. 所有株式数には、東名役員持株会及び東名従業員持株会で所有する持分株式を含んでおります。なお、提出日(2023年11月29日)現在の持株会による取得株式数については確認できないため、2023年10月31日現在の所有株式数を掲載しております。

社外役員の状況

当社は、社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役伊東正晴氏は、弁護士としての知見を有し、また社外取締役吉田正道氏は、公認会計士・税理士としての知見を有し、各々、客観的、中立的立場から経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を頂けるものと判断し、選任しております。

社外監査役志水義彦氏は他社での監査役として長年培われた幅広い見識を有し、また、社外監査役渡邊誠人氏は公認会計士・税理士としての見地、社外監査役葉山憲夫氏は社会保険労務士としての見地を有しており、各々、客観的、中立的な立場から適切な監査・助言・提言を頂けるものと判断し、選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係は、社外監査役渡邊誠人氏が当社株式を600株(議決権割合0.01%)所有していることを除いてありません。当社と社外取締役及び社外監査役を選任するための基準または方針は特段定めておりませんが、一般株主との利益相反を生じるおそれのない、独立性の高い人材とするために、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。なお、社外取締役2名及び社外監査役3名は、独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、それぞれの役割に応じた監査を実施し、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

イ．内部監査室と監査役の連携状況

内部監査室は社内監査体制、監査計画、監査実施状況及び内部統制制度等の全般について、監査役と認識の共有を図っております。また、監査役は各部署・拠点等への実査において、情報共有を図るとともに、必要に応じて内部監査室の意見を聴取しております。

ロ．監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、四半期ごとに会計監査人との意見交換を実施し、会計に関する事項をはじめ幅広く諸事項について会計監査人の意見を聴取しております。また、必要に応じて意見の調整を図り、連携関係の強化に努めております。

ハ．三様監査面談

監査役は、内部監査担当者及び会計監査人の意思疎通を図るため、年2回、「三様監査面談」を開催しております。面談では、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性の向上に繋げております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。監査役会は監査役3名（全員が社外監査役）で構成されており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の業務執行と会社経営の適法性等を監視しております。また、常勤監査役は、取締役との意思疎通、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当者及び会計監査人の意思疎通を図るため、四半期ごとの会合に加え、年2回、「三様監査面談」を開催しており、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性の向上に繋げております。

なお、社外監査役渡邊誠人は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の見地を有しております。

監査役会は原則として毎月1回の開催としており、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度末において当社は監査役会を14回開催しており、各監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況		
		開催回数	出席回数	出席率
常勤監査役	志水 義彦	14回	14回	100%
監査役	渡邊 誠人	14回	14回	100%
監査役	葉山 憲夫	14回	14回	100%

(注) 監査役志水義彦、渡邊誠人及び葉山憲夫は社外監査役であります。

監査役会における具体的な検討内容は、監査報告書の作成、監査の方針・監査計画の策定、会計監査人の評価・再任及び報酬の同意、各四半期において会計監査人とのレビュー内容を含む意見交換、内部統制システムの整備・運用状況の検証、業務及び財産の状況の調査等であります。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直属の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長（1名）が、内部監査規程に基づき内部監査計画書を策定し、当社の全部門並びに子会社に対して内部監査を実施し、監査の結果は代表取締役社長に報告されており、必要に応じて改善命令を出し、改善状況をチェックする体制で運営されております。また、業務監査及び個人情報監査の結果及び監査計画について取締役会及び監査役会に報告をしており、適宜取締役会及び監査役会に情報共有できる体制となっております。

さらに、内部監査室と監査役は、相互に監査計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互に連携を図るため、定期的に情報・意見交換を行い監査の有効性・効率性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 浅井孝孔

指定社員 木全泰之

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 4名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたり、独立性、監査計画、監査体制、監査実績、監査報酬等を総合的に勘案し、決定しております。監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、当社が仰星監査法人を選定した理由は、独立性及び専門性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われる体制を整えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。当社の経理、財務部門及び内部監査部門並びに会計監査人から情報収集をした上で、監査法人の品質管理体制及び独立性、監査計画、監査の実施状況等について確認をしております。なお、当社監査法人である仰星監査法人は、評価の結果、問題はないものと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	19,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	19,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人の監査方針、監査内容、監査日数、監査業務に携わる人数等を勘案し、監査法人との協議及び監査役会の同意を得た上で、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について合理的なものであると認め、会社法第399条第1項に基づき、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

2023年10月23日開催の取締役会において取締役及び監査役の報酬等の決定方針の改定を決議いたしました。取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された役員報酬に関する限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により個人別報酬の額を決定しております。また、取締役会は、当事業年度の個人別の報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していること及び指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社は、役員報酬等の決定に関する基本方針として、各役員の役割及び責任に応じた報酬体系といたしております。なお、役員報酬は、基本報酬（固定報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）で構成されており、業績連動報酬等は導入しておりません。

b. 固定報酬等に関する方針

常勤取締役（社外取締役を除く）の報酬につきましては、職責、功績・貢献度、業績等を勘案し固定報酬額を策定し、月額報酬を毎月支給しております。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督を行う観点から固定報酬としており、月額報酬を毎月支給しております。また、監査役の報酬については、業務執行に対する監査の職責を負うことから固定報酬としており、月額報酬を毎月支給しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

常勤取締役（社外取締役を除く）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、職責等に応じて毎年、一定の時期に譲渡制限付株式の支給を取締役会にて決定しております。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個別の取締役の報酬決定プロセスを明確化しております。取締役の報酬は、任意の指名・報酬委員会にて審議し、その答申を尊重の上、取締役会において決定いたします。なお、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定いたします。

なお、当事業年度における役員報酬等の決定に関わる指名・報酬委員会は、2022年10月、11月に全委員が出席し開催され、役員報酬の決定方針並びに報酬内容の決定に関する事項について審議しております。

役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

決議年月日	報酬の種類	対象者	上限	決議時の員数
2018年11月27日	固定報酬	取締役	年額300,000千円以内 (うち社外取締役分年額20,000千円以内)	5名
2023年11月28日	非金銭報酬	取締役 (社外取締役を除く)	年額30,000千円以内	6名
2005年5月31日	固定報酬	監査役	年額50,000千円以内	1名

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	144,945	144,945	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	18,402	18,402	-	-	-	5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

当社は、事業上やその他分野で取引・協力関係にある企業と将来にわたり取引・協力関係の維持・強化を図ることで中長期的な観点から事業の安定化などを通じ当社の企業価値向上に資すると判断した場合について、保有していく方針であります。なお、個々の政策保有株式については、保有目的等の定性面に加え、保有に伴う便益などを経済合理性の観点から定量的に検証し、保有の意義が希薄と考えられる株式について取締役会において保有の継続の可否を決定いたします。

なお、現状、政策保有株式として株式を保有しておりますが、2020年8月19日に開催された取締役会において、開催当時に保有する全2銘柄について縮減する旨を決定し、当連結会計年度において一部を売却いたしました。さらに、2023年8月22日に開催された取締役会において縮減については、保有に伴う便益及びリスク、資本コスト等を勘案し市場動向を測りながら縮減する方針であることを確認し、引き続き縮減する時期を検討することにいたしました。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	30,276

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	2,231

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、 業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
株式会社ビジョ ン	18,000	18,000	当該株式については、同社との取引関係の維持・強化及び情報収集のために保有しております。定量的な保有効果の記載は困難であるものの、当社取締役会にて定期的に保有目的、保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当の状況等を確認し、保有に伴う便益及びリスク、資本コスト等を勘案し、市場動向を測りながら縮減してまいります。	無
	30,276	24,174		
レカム株式会社	-	24,000	当該株式については、同社との取引関係の維持・強化のために保有しておりましたが、当事業年度においてすべての株式を売却いたしました。	無
	-	1,920		

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表を適切に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに監査法人等が主催する研修会等への参加や会計専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,608,650	4,412,567
売掛金	6,113,174	4,911,968
商品及び製品	9,144	7,306
原材料及び貯蔵品	165,852	172,889
その他	554,548	738,081
貸倒引当金	48,843	69,565
流動資産合計	8,402,526	10,173,248
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	181,042	192,964
減価償却累計額	82,520	94,010
建物及び構築物(純額)	98,522	98,954
機械装置及び運搬具	27,467	38,107
減価償却累計額	20,063	28,359
機械装置及び運搬具(純額)	7,403	9,748
工具、器具及び備品	80,112	80,641
減価償却累計額	62,397	63,453
工具、器具及び備品(純額)	17,715	17,187
土地	89,324	89,586
建設仮勘定	-	2,350
有形固定資産合計	212,966	217,825
無形固定資産	14,446	546,909
投資その他の資産		
投資有価証券	26,094	30,276
繰延税金資産	54,695	56,139
その他	682,134	546,032
貸倒引当金	37,136	37,136
投資その他の資産合計	725,787	595,311
固定資産合計	953,200	1,360,047
資産合計	9,355,726	11,533,295

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,593,910	1,915,835
短期借入金	¹ 1,200,000	¹ 1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	-	200,000
未払金	329,580	429,278
未払法人税等	109,035	540,188
賞与引当金	58,580	66,870
その他	² 132,966	² 140,810
流動負債合計	3,424,072	4,692,983
固定負債		
長期借入金	800,000	600,000
資産除去債務	50,932	55,057
その他	4,818	8,345
固定負債合計	855,750	663,403
負債合計	4,279,823	5,356,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,690	624,797
新株式申込証拠金	³ 2,112	-
資本剰余金	597,690	614,797
利益剰余金	3,849,489	4,912,023
自己株式	490	663
株主資本合計	5,056,490	6,150,954
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,876	21,025
その他の包括利益累計額合計	17,876	21,025
新株予約権	1,536	4,928
純資産合計	5,075,903	6,176,908
負債純資産合計	9,355,726	11,533,295

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	1 17,701,204	1 20,531,832
売上原価	13,363,588	14,103,921
売上総利益	4,337,615	6,427,911
販売費及び一般管理費	2 4,002,797	2 4,778,090
営業利益	334,818	1,649,820
営業外収益		
受取利息	1,760	2,056
債務等決済差益	99,073	88,201
投資有価証券売却益	-	1,903
その他	10,553	21,414
営業外収益合計	111,387	113,576
営業外費用		
支払利息	6,107	11,604
その他	808	617
営業外費用合計	6,916	12,222
経常利益	439,289	1,751,175
特別利益		
固定資産売却益	3 50,810	-
特別利益合計	50,810	-
特別損失		
固定資産除却損	4 2,275	4 3,139
契約解除損失	5 47,072	-
特別損失合計	49,347	3,139
税金等調整前当期純利益	440,752	1,748,035
法人税、住民税及び事業税	174,624	600,210
法人税等調整額	3,031	2,806
法人税等合計	171,593	597,403
当期純利益	269,158	1,150,631
親会社株主に帰属する当期純利益	269,158	1,150,631

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
当期純利益	269,158	1,150,631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,624	3,149
その他の包括利益合計	1,624	3,149
包括利益	270,783	1,153,780
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	270,783	1,153,780

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	607,690	-	597,690	3,661,087	415	4,866,051
当期変動額						
新株の発行		2,112				2,112
剰余金の配当				80,756		80,756
親会社株主に帰属する当期純利益				269,158		269,158
自己株式の取得					74	74
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	-	2,112	-	188,402	74	190,439
当期末残高	607,690	2,112	597,690	3,849,489	490	5,056,490

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,251	16,251	-	4,882,302
当期変動額				
新株の発行				2,112
剰余金の配当				80,756
親会社株主に帰属する当期純利益				269,158
自己株式の取得				74
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,624	1,624	1,536	3,161
当期変動額合計	1,624	1,624	1,536	193,600
当期末残高	17,876	17,876	1,536	5,075,903

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	607,690	2,112	597,690	3,849,489	490	5,056,490
当期変動額						
新株の発行	17,107	2,112	17,107			32,102
剰余金の配当				88,097		88,097
親会社株主に帰属する当期純利益				1,150,631		1,150,631
自己株式の取得					172	172
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	17,107	2,112	17,107	1,062,534	172	1,094,464
当期末残高	624,797	-	614,797	4,912,023	663	6,150,954

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	17,876	17,876	1,536	5,075,903
当期変動額				
新株の発行				32,102
剰余金の配当				88,097
親会社株主に帰属する当期純利益				1,150,631
自己株式の取得				172
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,149	3,149	3,392	6,541
当期変動額合計	3,149	3,149	3,392	1,101,005
当期末残高	21,025	21,025	4,928	6,176,908

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	440,752	1,748,035
減価償却費	22,837	110,109
賞与引当金の増減額(は減少)	1,800	8,290
貸倒引当金の増減額(は減少)	26,675	20,721
販売促進引当金の増減額(は減少)	1,148	-
受取利息及び受取配当金	1,760	2,056
債務等決済差益	99,073	88,201
投資有価証券売却益	-	1,903
支払利息	6,107	11,604
固定資産売却益	50,810	-
固定資産除却損	2,275	3,139
売上債権の増減額(は増加)	2,366,962	1,201,205
棚卸資産の増減額(は増加)	47,695	83,001
その他の流動資産の増減額(は増加)	384,070	183,636
仕入債務の増減額(は減少)	155,407	321,924
未払金の増減額(は減少)	16,761	99,398
未払消費税等の増減額(は減少)	56,366	9,686
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	7,281	9,505
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,895	408
その他	274,897	159,655
小計	2,391,865	3,510,072
利息及び配当金の受取額	1,676	2,336
利息の支払額	7,116	11,531
法人税等の支払額	139,414	178,562
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,536,719	3,322,314
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	68,004	68,004
定期預金の払戻による収入	68,000	68,000
有形固定資産の取得による支出	23,732	27,511
有形固定資産の売却による収入	167,581	-
無形固定資産の取得による支出	2,424	620,952
投資有価証券の売却による収入	-	2,233
その他	2,551	15,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	138,868	662,108
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,100,000	200,000
株式の発行による収入	-	31,952
配当金の支払額	80,714	88,071
その他	1,942	173
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,021,228	143,706
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,376,622	2,803,913
現金及び現金同等物の期首残高	2,665,637	1,289,014
現金及び現金同等物の期末残高	1,289,014	4,092,927

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社岐阜レカム

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品につきましては、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。また、貯蔵品につきましては、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年から22年

工具、器具及び備品 4年から20年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、契約関連無形資産については、経済的耐用年数(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、「オフィス光119関連収入」という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービスによる収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入、情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客へ商品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。一部の当社及び連結子会社が販売代理店となる取引においては、当社及び連結子会社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。当該事業においては当社及び連結子会社が代理人となるため、販売会社が取次の対価として支払った代理店手数料並びに商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社及び連結子会社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額を収益として認識しております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ ファイナンシャル・プランニング事業

ファイナンシャル・プランニング事業における収益は、保険会社からの代理店手数料収入からなります。当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検収することによりサービスの支配を獲得した期間に応じて履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じて保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(貸倒引当金)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

科目名	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	48,843	69,565
貸倒引当金（固定）	37,136	37,136

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社における貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (3)重要な引当金の計上基準 イ 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

(2) 主要な仮定

当社の貸倒引当金の計上にあたり、あらかじめ定めている債権回収細則及び経理規程細則に基づき、次のように債権を分類し、回収可能性について判断を行っております。

当社の保有する債権については、当社が商材・サービスを提供する主要な顧客が、全国の中小企業・個人事業主であり、小口債権が多数存在することから、一般債権又は貸倒懸念債権等特定の債権に分類し、それぞれ回収不能見込額を算出しております。一般債権の回収不能見込額は、延滞期間に応じた債権ごとに貸倒損失の発生実績及び現在の経済的な状況を踏まえた貸倒実績率等に基づき算出しております。

一定期間以上弁済が滞るかもしくはそのおそれがあり、債権の一部又は全部の回収が困難になるなど貸倒が懸念される貸倒懸念債権等特定の債権の回収不能見込額は、債権管理区分に応じた過去一定期間の回収実績率を用いて貸倒見積高として算出する、もしくは個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。当社においては、債権回収細則に基づき、回収状況について定期的に確認を行うとともに、回収実績や取引先の財政状態等から支払能力を総合的に判断しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社においては、貸倒引当金の見積りに際して、算定時点で入手可能な情報及び一定の仮定に基づき見積りを行っております。しかしながら、当社の取引先の事業及び財政状態は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、損失の実際の発生額は、当社の見積り額と異なる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

科目名	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	54,695	56,139

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を見積もっております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としたものであります。

(2) 主要な仮定

繰延税金資産は、事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額（合理的な補正含む）に基づき見積もっております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」
(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」
(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
(企業会計基準第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

1. 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

2. 適用予定日

2025年8月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社(株)岐阜レカム)においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,310,000 千円	4,010,000 千円
借入実行残高	1,200,000	1,400,000
差引額	1,110,000	2,610,000

なお、当社が取引銀行1行と締結した貸出コミットメント契約には、次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1)2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- (2)2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- (3)当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額(連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額)を超えないこと。

2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3 新株式申込証拠金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
株式の発行数	6,000 株	-
資本金増加の日	2022年9月1日	-
資本準備金に繰入れる予定の金額	1,056 千円	-

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
給料及び手当	1,441,350 千円	1,638,975 千円
退職給付費用	26,639	29,755
貸倒引当金繰入額	40,410	53,725
賞与引当金繰入額	58,580	66,870

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地	50,810 千円	- 千円
計	50,810	-

(注) 前連結会計年度において保有不動産を売却したことによるものであります。建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地を一体として売却する契約であり、それぞれの資産に関する売却益を区分して算出することが困難であることから、当該売却取引で発生した売却益を総額で記載しております。なお、当該売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
ソフトウェア	2,275 千円	3,139 千円
計	2,275	3,139

5 契約解除損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当社において、電力取引価格の高騰リスクの低減策の一つとして、電力高圧契約について契約先と協議の上、中途解約しております。中途解約するにあたり発生した損害金を契約解除損失として計上しております。

なお、当連結会計年度については、該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,328 千円	6,415 千円
組替調整額	-	1,903
税効果調整前	2,328	4,511
税効果額	703	1,362
その他有価証券評価差額金	1,624	3,149
その他の包括利益合計	1,624	3,149

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,341,900	-	-	7,341,900
合計	7,341,900	-	-	7,341,900
自己株式				
普通株式(注)	377	68	-	445
合計	377	68	-	445

(注) 普通株式の自己株式数の増加68株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)(注)1	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)(注)2	-	-	-	-	-	1,536
	合計	-	-	-	-	-	1,536

(注) 1. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来してありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	80,756	11	2021年8月31日	2021年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	88,097	利益剰余金	12	2022年8月31日	2022年11月28日

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,341,900	97,200	-	7,439,100
合計	7,341,900	97,200	-	7,439,100
自己株式				
普通株式（注）	445	88	-	533
合計	445	88	-	533

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加97,200株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加88株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）1	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）2	-	-	-	-	-	4,928
	合計	-	-	-	-	-	4,928

（注）1. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	88,097	12	2022年8月31日	2022年11月28日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年11月28日 定時株主総会	普通株式	96,701	利益剰余金	13	2023年8月31日	2023年11月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金勘定	1,608,650 千円	4,412,567 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	319,635	319,639
現金及び現金同等物	1,289,014	4,092,927

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は短期的な運転資金の調達、長期借入金は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等はありません。

前連結会計年度（2022年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	26,094	26,094	-
資産計	26,094	26,094	-
長期借入金	800,000	791,905	8,094
負債計	800,000	791,905	8,094

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2023年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	30,276	30,276	-
資産計	30,276	30,276	-
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	800,000	781,511	18,488
負債計	800,000	781,511	18,488

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,608,268	-	-	-
売掛金	6,113,174	-	-	-
合計	7,721,443	-	-	-

当連結会計年度（2023年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,411,925	-	-	-
売掛金	4,911,968	-	-	-
合計	9,323,893	-	-	-

(注) 2 . 長期借入金及び短期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2022年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	200,000	300,000	300,000	-	-
合計	1,200,000	200,000	300,000	300,000	-	-

当連結会計年度 (2023年 8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,400,000	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	200,000	300,000	300,000	-	-	-
合計	1,600,000	300,000	300,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	26,094	-	-	26,094
資産計	26,094	-	-	26,094

当連結会計年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,276	-	-	30,276
資産計	30,276	-	-	30,276

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	791,905	-	791,905
負債計	-	791,905	-	791,905

当連結会計年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	781,511	-	781,511
負債計	-	781,511	-	781,511

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	26,094	736	25,357
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	26,094	736	25,357
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		26,094	736	25,357

当連結会計年度（2023年8月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	30,276	406	29,869
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30,276	406	29,869
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,276	406	29,869

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	2,231	1,903	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	2,231	1,903	-

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は26,639千円であります。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は29,755千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上原価	-	-
販売費及び一般管理費	1,536	3,392

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社従業員 15名	当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 300,000株	普通株式 34,000株
付与日	2018年6月16日	2022年4月4日
権利確定条件	付与日(2018年6月16日)以降、 権利確定日(2020年6月19日)ま で継続して勤務していること。	付与日(2022年4月4日)以降、 権利確定日(2024年4月4日)ま で継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2018年6月16日 至 2020年6月19日	自 2022年4月4日 至 2024年4月4日
権利行使期間	自 2020年6月20日 至 2028年6月10日	自 2024年4月5日 至 2032年3月31日

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、第4回新株予約権については、2018年12月14日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	32,500
付与	-	-
失効	-	7,500
権利確定	-	-
未確定残	-	25,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	253,200	-
権利確定	-	-
権利行使	97,200	-
失効	-	-
未行使残	156,000	-

(注) 第4回新株予約権については、2018年12月14日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）及び2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	352	857
行使時平均株価 (円)	2,347.82	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	278.34

(注) 第4回新株予約権については、2018年12月14日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）及び2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第4回新株予約権

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法及び時価純資産価額法により算出された価格を基礎として決定しております。

なお、ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	25,971千円	32,229千円
減損損失	2,353	1,770
資産除去債務	15,478	16,724
賞与引当金	17,830	20,348
未払事業税	19,662	18,992
売掛金	7,275	925
その他	8,834	10,130
繰延税金資産小計	97,406	101,120
評価性引当額	28,709	29,328
繰延税金資産合計	68,696	71,791
繰延税金負債		
建物附属設備	6,519	6,807
その他有価証券評価差額金	7,481	8,844
繰延税金負債合計	14,001	15,652
繰延税金資産の純額	54,695	56,139

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.3
住民税均等割	2.9	0.8
人材確保等促進税制による税額控除	3.5	-
賃上げ促進税制による税額控除	-	3.6
留保金課税	1.6	6.2
電気供給業に係る事業税計算による影響額	6.8	0.3
評価性引当額の増減	0.7	0.0
連結子会社実効税率差異	0.9	0.2
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.9	34.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループが賃借している事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能見込期間は事業所の規模に応じて5～15年と見積り、割引率は取得時点の国債の利子率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
期首残高	50,754 千円	50,932 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3,951
時の経過による調整額	177	173
期末残高	50,932	55,057

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において保有不動産を売却しております。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,746,212千円	6,113,174千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	6,113,174	4,911,968
契約負債(期首残高)	16,830	14,870
契約負債(期末残高)	14,870	15,520

(注) 契約負債は、主に商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金並びに各種保守サービスの年間料金として顧客から受け取った前受収益に関するものであり、連結貸借対照表上は「流動負債」の「その他」に計上しております。前受金については、商品の引き渡しに伴い、前受収益については、各種保守サービスの提供期間に応じて均等に取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、オフィスに関するあらゆるサービスをワンストップで提供できる当社オリジナルブランド「オフィス光119」の販売を主要業務としている「オフィス光119事業」と、電力サービス・ビジネスホン・複合機・事務用品カタログ販売・LED照明器具・レンタルホームページ等を販売している「オフィスソリューション事業」、来店型ショップによる生命保険及び損害保険の取次事業を実施している「ファイナンシャル・プランニング事業」の3事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リューション 事業	ファイナン シャル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
ストック収益(注)2	10,287,233	5,915,458	238,787	16,441,480	-	16,441,480
フロー収益(注)3	188,400	1,066,781	-	1,255,181	-	1,255,181
顧客との契約から生じる収益	10,475,634	6,982,240	238,787	17,696,661	-	17,696,661
その他の収益	-	-	-	-	4,542	4,542
外部顧客への売上高	10,475,634	6,982,240	238,787	17,696,661	4,542	17,701,204
セグメント間の内部売上高 又は振替高	13	16	-	29	-	29
計	10,475,647	6,982,256	238,787	17,696,691	4,542	17,701,233
セグメント利益	869,693	12,471	23,051	905,216	2,204	907,421
セグメント資産	3,195,221	3,725,291	23,359	6,943,872	-	6,943,872
その他の項目						
減価償却費	9,678	6,050	396	16,126	868	16,994
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	3,673	15,377	12	19,063	-	19,063

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸業であります。

2. ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線及び自社サービスの提供、オフィスソリューション事業においては主に電力小売販売、ファイナンシャル・プランニング事業においては主に保険商品の取次によるものであります。

3. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線サービスの取次、オフィスソリューション事業においては主に情報通信機器・環境商材の販売及び電力取次販売によるものであります。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リユース ン事業	ファイナン シャル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
ストック収益（注）1	10,783,817	7,716,734	242,758	18,743,310	-	18,743,310
フロー収益（注）2	367,941	1,420,581	-	1,788,522	-	1,788,522
顧客との契約から生じる収 益	11,151,758	9,137,315	242,758	20,531,832	-	20,531,832
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	11,151,758	9,137,315	242,758	20,531,832	-	20,531,832
セグメント間の内部売上高 又は振替高	16	41	-	57	-	57
計	11,151,775	9,137,356	242,758	20,531,890	-	20,531,890
セグメント利益	871,991	1,459,902	26,113	2,358,007	-	2,358,007
セグメント資産	2,854,657	4,029,655	26,076	6,910,390	-	6,910,390
その他の項目						
減価償却費	10,838	92,703	321	103,863	-	103,863
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	17,884	626,171	-	644,055	-	644,055

（注）1．ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線及び自社サービスの提供、オフィスソリューション事業においては主に電力小売販売、ファイナンシャル・プランニング事業においては主に保険商品の取次によるものであります。

2．フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線サービスの取次、オフィスソリューション事業においては主に情報通信機器・環境商材の販売によるものであります。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,696,691	20,531,890
「その他」の区分の売上高	4,542	-
セグメント間取引消去	29	57
連結財務諸表の売上高	17,701,204	20,531,832

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	905,216	2,358,007
「その他」の区分の利益	2,204	-
全社費用（注）	572,603	708,187
連結財務諸表の営業利益	334,818	1,649,820

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,943,872	6,910,390
「その他」の区分の資産	-	-
全社資産(注)	2,411,854	4,622,905
連結財務諸表の資産合計	9,355,726	11,533,295

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	16,126	103,863	868	-	5,842	6,245	22,837	110,109
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,063	644,055	-	-	4,581	6,900	23,645	650,955

- (注) 1. 減価償却費の調整額は主に、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る資産の減価償却費であります。
2. 前連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は主に、本社社屋の外壁塗装工事等によるものであります。
3. 当連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は主に、本社の複合機入替等によるものであります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり純資産額	691.40円	830.39円
1株当たり当期純利益金額	36.66円	155.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	35.85円	151.99円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	269,158	1,150,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	269,158	1,150,631
普通株式の期中平均株式数(株)	7,341,487	7,377,982
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	167,301	192,683
(うち新株予約権(株))	(167,301)	(192,683)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数340個(普通株式34,000株))。なお、概要は「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入に関する議案を、2023年11月28日開催の第26回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することを決議し、本制度に関する議案は本株主総会において承認可決されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件としてあります。

なお、当社の取締役の報酬額は、2018年11月27日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、当該年額のうち社外取締役分の年額は20,000千円以内)として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬枠とは別枠として、対象取締役

に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30,000千円以内として設定することにつき、ご承認をいただいております。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

(3) 譲渡制限付き株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200,000	1,400,000	0.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	200,000	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	800,000	600,000	0.5	2025年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,000,000	2,200,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	300,000	300,000	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,073,712	10,385,236	15,144,911	20,531,832
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	497,985	801,598	1,244,647	1,748,035
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	305,653	498,862	781,470	1,150,631
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	41.60	67.83	106.10	155.95

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	41.60	26.25	38.26	49.78

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,062,561	3,824,250
売掛金	16,087,795	14,883,924
商品及び製品	6,384	4,859
原材料及び貯蔵品	165,176	172,312
前渡金	34,318	2,727
前払費用	350,061	430,194
その他	116,942	130,277
貸倒引当金	48,702	69,421
流動資産合計	7,827,024	9,552,123
固定資産		
有形固定資産		
建物	87,946	88,795
構築物	90	70
機械及び装置	894	745
車両運搬具	6,249	6,859
工具、器具及び備品	17,431	17,017
土地	89,324	89,586
建設仮勘定	-	2,350
有形固定資産合計	201,938	205,424
無形固定資産		
ソフトウェア	10,242	25,201
電話加入権	879	879
契約関連無形資産	-	520,828
ソフトウェア仮勘定	3,324	-
無形固定資産合計	14,446	546,909
投資その他の資産		
投資有価証券	26,094	30,276
関係会社株式	10,000	10,000
破産更生債権等	37,142	37,144
長期前払費用	277,297	223,663
繰延税金資産	50,338	51,120
差入保証金	133,720	125,514
その他	24,818	24,529
貸倒引当金	37,136	37,136
投資その他の資産合計	727,275	596,111
固定資産合計	943,659	1,348,445
資産合計	8,770,684	10,900,569

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 1,592,240	1 1,912,495
短期借入金	2 1,200,000	2 1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	-	200,000
未払金	1 322,407	1 424,600
未払費用	7,942	9,057
未払法人税等	93,337	520,249
契約負債	13,861	14,453
賞与引当金	54,911	62,833
その他	1 100,802	1 105,710
流動負債合計	3,385,503	4,649,400
固定負債		
長期借入金	800,000	600,000
資産除去債務	48,376	52,501
その他	3,982	7,510
固定負債合計	852,359	660,011
負債合計	4,237,862	5,309,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,690	624,797
新株式申込証拠金	3 2,112	-
資本剰余金		
資本準備金	597,690	614,797
資本剰余金合計	597,690	614,797
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	1,400,000	1,400,000
繰越利益剰余金	1,903,907	2,923,772
利益剰余金合計	3,306,407	4,326,272
自己株式	490	663
株主資本合計	4,513,409	5,565,203
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,876	21,025
評価・換算差額等合計	17,876	21,025
新株予約権	1,536	4,928
純資産合計	4,532,821	5,591,157
負債純資産合計	8,770,684	10,900,569

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	1 17,401,188	1 20,219,894
売上原価	1 13,327,318	1 14,073,450
売上総利益	4,073,870	6,146,444
販売費及び一般管理費	1, 2 3,846,102	1, 2 4,613,816
営業利益	227,767	1,532,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 36,734	1 37,035
債務等決済差益	99,073	88,201
投資有価証券売却益	-	1,903
その他	1 12,706	1 24,681
営業外収益合計	148,514	151,822
営業外費用		
支払利息	6,105	11,600
その他	497	617
営業外費用合計	6,602	12,217
経常利益	369,679	1,672,232
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	3 103,959	-
固定資産売却益	4 48,631	-
特別利益合計	152,590	-
特別損失		
固定資産除却損	5 2,275	5 3,139
契約解除損失	6 47,072	-
特別損失合計	49,347	3,139
税引前当期純利益	472,922	1,669,092
法人税、住民税及び事業税	140,636	563,275
法人税等調整額	3,928	2,144
法人税等合計	136,707	561,131
当期純利益	336,214	1,107,961

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)			当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
商品原価							
1 期首商品棚卸高		1,952			6,384		
2 当期商品仕入高		13,106,609			13,752,149		
合計		13,108,562			13,758,534		
3 期末商品棚卸高		6,384	13,102,177	98.31	4,859	13,753,674	97.73
労務費			2,692	0.02		2,740	0.02
外注費			174,411	1.31		177,369	1.26
経費			48,036	0.36		139,665	0.99
合計			13,327,318	100.00		14,073,450	100.00

主な経費の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
	金額	千円	金額	千円
保険料(原価)	45,590	千円	58,881	千円
減価償却費(原価)	1,073		80,784	

(表示方法の変更)

「減価償却費(原価)」は重要性が増したため、当事業年度より経費の主な内訳として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても経費の主な内訳として表示しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
			資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	607,690	-	597,690	597,690	2,500	1,400,000	1,648,450	3,050,950
当期変動額								
新株の発行		2,112						
剰余金の配当							80,756	80,756
当期純利益							336,214	336,214
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	2,112	-	-	-	-	255,457	255,457
当期末残高	607,690	2,112	597,690	597,690	2,500	1,400,000	1,903,907	3,306,407

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	415	4,255,914	16,251	16,251	-	4,272,165
当期変動額						
新株の発行		2,112				2,112
剰余金の配当		80,756				80,756
当期純利益		336,214				336,214
自己株式の取得	74	74				74
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			1,624	1,624	1,536	3,161
当期変動額合計	74	257,494	1,624	1,624	1,536	260,656
当期末残高	490	4,513,409	17,876	17,876	1,536	4,532,821

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
			資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	607,690	2,112	597,690	597,690	2,500	1,400,000	1,903,907	3,306,407
当期変動額								
新株の発行	17,107	2,112	17,107	17,107				
剰余金の配当							88,097	88,097
当期純利益							1,107,961	1,107,961
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	17,107	2,112	17,107	17,107	-	-	1,019,864	1,019,864
当期末残高	624,797	-	614,797	614,797	2,500	1,400,000	2,923,772	4,326,272

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	490	4,513,409	17,876	17,876	1,536	4,532,821
当期変動額						
新株の発行		32,102				32,102
剰余金の配当		88,097				88,097
当期純利益		1,107,961				1,107,961
自己株式の取得	172	172				172
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			3,149	3,149	3,392	6,541
当期変動額合計	172	1,051,793	3,149	3,149	3,392	1,058,335
当期末残高	663	5,565,203	21,025	21,025	4,928	5,591,157

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年から22年

工具、器具及び備品 4年から20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

また、契約関連無形資産については、経済的耐用年数(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、「オフィス光119関連収入」という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービスによる収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入、情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客へ商品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。一部の当社が販売代理店となる取引においては、当社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。当該事業においては当社が代理人となるため、商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額を収益として認識しております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) ファイナンシャル・プランニング事業

ファイナンシャル・プランニング事業における収益は、保険会社からの代理店手数料収入からなります。当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検収することによりサービスの支配を獲得した期間に応じて履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じて保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(貸倒引当金)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

科目名	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金(流動)	48,702	69,421
貸倒引当金(固定)	37,136	37,136

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り(貸倒引当金) 2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

科目名	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	50,338	51,120

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性) 2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
短期金銭債権	5,288 千円	18,676 千円
短期金銭債務	34,066	36,807
長期金銭債権	26,744	6,937

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,300,000 千円	4,000,000 千円
借入実行残高	1,200,000	1,400,000
差引額	1,100,000	2,600,000

なお、当社が取引銀行1行と締結した貸出コミットメント契約には、次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1)2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- (2)2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- (3)当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額(連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額)を超えないこと。

3 新株式申込証拠金は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
株式の発行数	6,000 株	-
資本金増加の日	2022年9月1日	-
資本準備金に繰入れる予定の金額	1,056 千円	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
営業取引による取引高		
売上高	6,158 千円	44,937 千円
仕入高	28,981	160,662
外注費	18,054	86,177
経費	576	3,320
販売費及び一般管理費	2,157	16,246
営業取引以外の取引高	37,357	38,667

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73.1%、当事業年度73.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26.9%、当事業年度26.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
給料及び手当	1,642,113 千円	1,863,405 千円
退職給付費用	24,668	27,848
減価償却費	21,329	27,576
貸倒引当金繰入額	40,411	53,723
賞与引当金繰入額	54,911	62,833

- 3 抱合せ株式消滅差益の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当社の連結子会社である株式会社コムズを2021年9月1日付で吸収合併したことによるものであります。

なお、当事業年度については、該当事項はありません。

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
建物、機械及び装置、土地	48,631 千円	- 千円
計	48,631	-

(注) 前事業年度において保有不動産を売却したことによるものであります。建物、機械装置、土地を一体として売却する契約であり、それぞれの資産に関する売却益を区分して算出することが困難であることから、当該売却取引で発生した売却益を総額で記載しております。なお、当該売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

- 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
ソフトウェア	2,275 千円	3,139 千円
計	2,275	3,139

6 契約解除損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

当社において、電力取引価格の高騰リスクの低減策の一つとして、電力高圧契約について契約先と協議の上、中途解約しております。中途解約するにあたり発生した損害金を契約解除損失として計上しております。

なお、当事業年度については、該当事項はありません。

（有価証券関係）

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
子会社株式	10,000千円	10,000千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	25,923千円	32,180千円
減損損失	2,353	1,770
資産除去債務	14,609	15,855
賞与引当金	16,583	18,975
未払事業税	18,349	17,104
売掛金	7,275	925
その他	7,954	9,289
繰延税金資産小計	93,049	96,101
評価性引当額	28,709	29,328
繰延税金資産合計	64,339	66,772
繰延税金負債		
建物附属設備	6,519	6,807
その他有価証券評価差額金	7,481	8,844
繰延税金負債合計	14,001	15,652
繰延税金資産の純額	50,338	51,120

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	30.2%
(調整)	会計適用後の法人税等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	が法定実効税率の100	0.6
住民税均等割	分の5以下であるため	0.8
賃上げ促進税制による税額控除	注記を省略しております。	3.7
留保金課税		6.5
電気供給業に係る事業税計算による影響額		0.3
評価性引当額の増減		0.0
その他		0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.6

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2 財務諸表等 注記事項 重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

譲渡制限付株式報酬制度の導入については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	162,252	11,922	308	10,851	173,866	85,071
	構築物	2,606	-	-	19	2,606	2,535
	機械及び装置	5,000	-	-	149	5,000	4,254
	車両運搬具	20,337	7,826	-	7,216	28,163	21,304
	工具、器具及び備品	79,875	5,345	5,104	5,598	80,117	63,099
	建設仮勘定	-	2,350	-	-	2,350	-
	土地	89,324	261	-	-	89,586	-
	計	359,396	27,706	5,412	23,835	381,689	176,265
無形固定資産	ソフトウェア	30,955	22,496	7,707	4,397	45,744	20,543
	電話加入権	879	-	-	-	879	-
	契約関連無形資産	-	600,955	-	80,127	600,955	80,127
	ソフトウェア仮勘定	3,324	9,810	13,135	-	-	-
	計	35,159	633,263	20,842	84,525	647,579	100,670

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

当期増加額 建物 大阪営業所 内装等 11,922千円

車両運搬具 名古屋支店他 営業車両 7,826千円

ソフトウェア オフィスピリング+ (Web利用明細サービス) サイト 13,135千円

ソフトウェア オウンドメディアサイト 4,470千円

ソフトウェア 卒F I T向け買取料金計算システム 4,048千円

契約関連無形資産 電力購入契約に関する契約上の地位等 600,955千円

当期減少額 ソフトウェア オフィスピリング (Web利用明細サービス) サイト 7,707千円

2. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	85,838	69,421	48,702	106,558
賞与引当金	54,911	62,833	54,911	62,833

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.toumei.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年2月末時点の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待内容 100株以上300株未満 : Q U Oカード500円分 300株以上1,000株未満 : Q U Oカード1,000円分 1,000株以上 : Q U Oカード10,000円分

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第25期)(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)2022年11月28日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年11月28日東海財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2022年11月28日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

(第26期第1四半期)(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)2023年1月13日東海財務局長に提出。

(第26期第2四半期)(自 2022年12月1日 至 2023年2月28日)2023年4月13日東海財務局長に提出。

(第26期第3四半期)(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)2023年7月13日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年11月28日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 浅井 孝孔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木全 泰之
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 売上債権に関する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社東名（以下「会社」という。）の当連結会計年度末の連結貸借対照表において、売上債権（売掛金及び破産更生債権等）が4,949,112千円、貸倒引当金が106,702千円計上されている。</p> <p>連結財務諸表の注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（3）イ貸倒引当金及び（重要な会計上の見積り）（貸倒引当金）に記載のとおり、会社の売上債権は、主として小口債権から構成されており、延滞期間に応じて債権を区分し、区分ごとの引当率等に基づいて貸倒引当金を算定している。</p> <p>売上債権の個々の残高は売上債権全体に比べ極めて少額であるが、顧客数は非常に多く件数も膨大なものとなっており、個々の延滞期間に応じた債権区分管理が適切になされない場合、売上債権に対する回収可能性の見積りを誤る可能性がある。また、売上債権に対する引当率は、主として過去の損失の実績、現在の経済的な状況、その他の関連する要因等を考慮して見積られるが、経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>以上の点から、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上債権に関する貸倒引当金の算定について、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の有効性の評価 売上債権に関する貸倒引当金の算定に関連して以下の点に着目して内部統制に係る整備及び運用状況の有効性について評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金の算定に関する会社の方針及び手続 ・債権回収細則及び経理規程細則に基づく債権区分管理 ・債権区分ごとの引当率の算定 <p>(2) 貸倒引当金の見積りの合理性の評価 債権区分ごとの引当率等を見積りが将来の貸倒れによる損失を予測する上で合理的であるかを評価するために、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理区分ごとの引当率等を見積りに当たり債権の延滞期間等の基礎データの信頼性を評価した。 ・貸倒引当金の算定にあたり会社が適用した引当率が、貸倒損失の発生実績及び経済的な状況等を踏まえた一定の合理性がある計算ロジックになっているかを評価した。 ・会社が算定した貸倒引当金について再計算を行った。

2. 電力小売販売における売上高の概算計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>（セグメント情報等）に記載のとおり、オフィスソリューション事業における売上高の内、ストック収益は主に電力小売販売によるものであり、当連結会計年度において7,716,734千円を計上している。電力小売販売においては、収益認識に関する会計基準に従い、決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量に基づく電力売上を概算計上している。</p> <p>検針日までの売上高は、顧客請求システムにおいて電力売上高が計算されるが、決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量に基づく電力売上については、顧客請求システムに登録されている契約単価をもとに別途料金算定システムで計算する。</p> <p>契約単価は顧客ごとに様々であり、また季節や時間帯によっても異なることから、単価の適用には複雑性が存在する。</p> <p>決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量の測定にはスマートメーターによる速報値を利用しているが、顧客数、契約口数が多いため当該速報値データの集計等を正確に処理する必要がある。</p> <p>以上の点から、当監査法人は、電力小売販売における決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量に基づく電力売上の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量に基づく電力売上の正確性を検討するにあたり、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の有効性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力小売販売に関する業務フローを把握するとともに、業務プロセス（マスタ登録、受注、売上計上、請求、回収の一連の業務プロセス）に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性について評価した。 ・IT専門家と連携して料金算定システムでの料金計算に係るIT業務処理統制の整備及び運用状況の有効性について評価した。なお、本検討の前提として、料金算定システムに関するプログラム変更やアクセス制限、システムの保守、運用等のIT全般統制の検討を行った。 <p>(2) 概算計上額の正確性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金算定システムにて用いられている契約単価について、サンプルテストを実施した。 ・概算計上額の算定に用いられる決算月に実施した検針の日から決算日までの顧客の使用量について、電力会社から入手したデータと突合し、著しい差異が生じているかどうかを確認した。 ・顧客請求システムと料金算定システムとで同じ計算がなされているかどうかを確認した。 ・前期の概算計上額とその後の確定計上額に著しい差異が生じているかどうかを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東名の2023年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東名が2023年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 浅井 孝孔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木全 泰之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の2022年9月1日から2023年8月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名の2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上債権に関する貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上債権に関する貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

電力小売販売における売上高の概算計上

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（電力小売販売における売上高の概算計上）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。